

福井市立郷土歴史博物館史料叢書 五

中根雪江筆

橋本左及事跡

中根雪江筆

橋本左及事跡

昭和六二年三月二五日
福井市立郷土歴史博物館編

精本紅まゝ福不覆りて身矣せりまはれ申あり五の軍ふ
ふや高き事ヲ福なりしうと其世に父乃牙の世に備れ思ふ世に
玉の御よりしる事止し居ふ由世に備の心を切
りし御毛ふあ君も魚の水うらうと申ありて無二者よあは
しこ石伝もせのれ余にまはれ取しとあき衆うらうと申
の肉脆し思ひ候も 命君忠貞き御あらて 皇國の爲
よた右と備ふ候ふ内心御しと然も度ありと候也
こまあさんよ恨とあらりて教勵候もして在る候と福候
の神せんを為る候なき物と 命君も其まの備よ候れ
さ御の候にまはれ候と先よきて保衛ふ入りて裁
の御の御ありんとせり候もあき料と申あり候也
全くとて運命は道と申しと畏み候よと候ふ何事

邦くまよのいさゝ 舞ふるを漢人た教才仁と云ふ如き
しは子恨しあけ恨るると 塚も洋をいと惜しく哀
しくて無涙くまらぬ 舞舞は嘆うてのこ在りて堪
きも貴れぬも眞の神地幸ひきたす時のまうて 忌
夜に初し初は正なるまらむまらむと云ふなりしほそ
味うくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思
ひおしうくそちて 雪は氷に凍りし操をくむ世の人皆を思

巻々

秋の止むこと心惜しむに
事あるは心惜しむに
事あるは心惜しむに

十月

倭、編入、江ノ、游學セシム。左内感奮奮意ヲ鋭クシ、專ラ經世
學ニ志シ、當手海外ノ諸國比、幕府、迫リ和約、貿易ノ容求
シテ、時ハ兵威ヲ以テ、朝廷又何様ノ儀アリテ、之ヲ幕府ニ令ス、
於是幕府、窘迫強テ、天下、志士腕ヲ振り、萬ヲ切リ、杖
ニ逢ス、左内慨然奮勵、幕府ノ衰頹ヲ杖植シ、帝室ヲ翼戴、
國、^勝接テ國体ヲ正セ、皇威ヲ海外ニ更張セ、テ、欲ク天下ノ士氣
俊、文ル于時、吾公、全且以來、徳川公ノ多病、シテ、將軍ノ職、甚ハ主
加之、^事ハ、形勢、ホスハ、戦フカラサル、洞見シ、令嗣ヲホテ、幕府ノ事
礎、^事國ノ、朝者ヲ奉シ、身信以テ、外國ヲ經營セ、テ、思慮上、漢友
齊彬、君ト、心ヲ、賜セ、謀ヲ、之ヲ、宗室、^事、字ヲ、ラル、ニ、一、隆、公、長、

且賢ナリ因テ之ヲ因テ勸奨セラル、或ハ面或ハ紙表、薩侯ト更ハ
白服ヲ種々ツ園シテ教回ナルヲ知テ其後ヲ嘉シテ拒否シ
シト、是レ又因循シテ敢テ早サス延テ其改テ文ニ至リ公は、大
觀ニ存下ノ量況ヲ觀察セラル、ニ外國愈迫リ將軍家益多病朝
議亦太急ナリ公憂戚倍々大前侯ヲ比ツテ比テ因テ老會ニ及
日幕府有志ノ諸有司ニ諮詢ス而テ亦聞ク死侯幼弱ト是レ近
親ノ故ニ以テ養君メルヲ^第議アリト公苦悶候、其ス急大凡ハ
、百テ其津ヲ送ラ大凡ニ目今幕政崩先、出テ失措ケレトモ、此中
外國ノ事、於テ幕府ヲ朝廷ヲ放逐シ、地ニ專ラ幕府ニ決セ
事ノ成ヤ、祖宗ノ尊王ノ典型、傳リ、君臣ノ大義ヲ云ル、之ヲ以テ朝

是ノ道^ヲ行^ハテ天下志士ノ憤懣ヲ除^ク成^リ此ノ榮政^ニ至^ル正^道
及^テスレバアラン^ヲ而^{シテ}正^ノカニ嗣^君ニ^テア^ラズ公ノ尊^ヲ傷^ムル^ハ想^ハス^レ
素ヨリ希^フレナリ故^テ心カ^ク揚^シテ^モ和^道ニ^テ敷^キ也^ナ然^レバ則^チテ管^中
凶^内ノ事^ハ公ノ意^ヲ之^ニ任^スル^ハ幕^府行^ハ諸^有可^ク否^カ者^諸藩^ヲ不^レ長^キ草^莽亦^有志^者
輩^ヲ倚^リテト^ク行^ハシテ徳^通流^スレ^ト上^ニ未^レ鞠^躬盡^スカ^ク度^ニ度^ニ
之^ハ從^テ幸^シト^テ遂^ニ幕^府迄^ニ及^ビ存^テ下^ニ有志^者左^祖シ^テ幕^府迄^テ今^スレ^ニ幕^府存^シテ
世^ノ亦^シ其^ノ扶^ルヲ^モ推^スル^ハナ^ラズ^ニ至^ル中^京行^ハ司^農以^テ治^スカ^ク内^村
老^枝確^實ス^レテ^モ輕^信カ^ズ更^務ニ^テ便^達シ^テ内^閣ノ^長澤^ヲ人^人皆^敬憚^シテ
犯^スキ^レル^ヲナ^ラズ^ニ幕^府内^ノ一^回川^地命^ヲ折^キテ^モ休^ムカ^ク也^ナ右^ノ公^御意^ヲ行^ハ
閣^老堀^田氏^ノ對^接シ^テ了^リ決^シテ^モ堀^田氏^ノ今^朝川^地命^ヲ折^キテ^モ休^ムカ^ク也^ナ右^ノ公^御意^ヲ行^ハ

尚弱於昨之末ヲ使、況^其議論、計^其精到、一肯^其祭、中^其僕力半身已
ニ申^其割セラル、カト受^其僕、予未^其對答、無^其數、未^其如此、可^其畏、人^其逢^其二、吾^其徒
ヲ驚^其歎^其ヤリト、之^其公、生^其其^其志、且^其得^其ル^其、艶^其羨^其セ^其レ、トゾ、尤^其内^其ノ精神、遠
徹^其ト得^其テ、信^其受^其セ^其ル^其、ト、既^其ニ此^其預^其ナリ、夫^其大^其ノ渚^其在^其家^其ト、且^其此^其之^其ヲ、過^其スル^其、先^其生
ヲ以^其テ、受^其重^其セ^其ル^其、亦^其如^其此^其、秋^其幕^其右^其墨^其國^其公^其使^其、登^其道^其、堪^其ハ^其る^其和^其約^其ノ^其情^其、
津^其草^其ノ^其希^其望^其、先^其ツ^其林^其之^其三^其頭^其ソ^其レ^其テ、至^其所^其、送^其ラ^其レ^其テ、大^其政^其國^其ノ^其事^其、皆^其ヲ^其送^其入^其シ、且^其テ
以^其テ、西^其月^其、坂^其岡^其ノ^其上^其、吉^其和^其ニ^其シ、新^其汗^其ツ^其ケ^其ニ、ト^其ル^其、事^其アリ^其、於^其是^其、公^其大^其政^其國^其ノ^其事^其、皆^其ヲ^其送^其入^其シ、且^其テ
行^其ヤ^其外^其割^其事^其、於^其ニ、ハ^其シ^其ラ^其シ、ル^其幕^其幕^其ヲ^其以^其テ、朝^其議^其ヲ^其登^其ス^其、出^其ニ^其テ、秋^其又^其春^其右^其ノ^其ヲ
奏^其上^其セ^其シ、モ^其知^其ル^其ハ^其コ^其ラス、大^其事^其、而^其ト^其カ^其ラ^其ズ、急^其ナ^其シ、坐^其視^其ノ^其秋^其、又^其春^其右^其ノ^其ヲ、上^其帝^其ニ^其シ、朝
幕^其幕^其隱^其ツ^其、而^其建^其建^其、副^其將^其論^其ヲ^其達^其ス^其、ハ^其ロ^其ト^其登^其、於^其時^其、古^其ツ^其テ、朝^其廷^其中^其ニ^其論

幕端ノニ受テリ^{若狭海軍}ヲ^{若狭海軍}神皇女傳ノ^{若狭海軍}事ヲ^{若狭海軍}述ルルノ^{若狭海軍}功ヲ^{若狭海軍}記シ^{若狭海軍}サ^{若狭海軍}ル^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}在^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}今
 ノ^{若狭海軍}令^{若狭海軍}大^{若狭海軍}其^{若狭海軍}朕^{若狭海軍}臨^{若狭海軍}臨^{若狭海軍}思^{若狭海軍}フ^{若狭海軍}ハ^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}至^{若狭海軍}極^{若狭海軍}同^{若狭海軍}學^{若狭海軍}文^{若狭海軍}多^{若狭海軍}ク^{若狭海軍}其^{若狭海軍}或^{若狭海軍}知^{若狭海軍}ラ^{若狭海軍}ズ^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}ハ^{若狭海軍}姓^{若狭海軍}名^{若狭海軍}々^{若狭海軍}更^{若狭海軍}テ
 辨^{若狭海軍}亮^{若狭海軍}大^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}稱^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}又^{若狭海軍}伊^{若狭海軍}織^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}ム^{若狭海軍}宣^{若狭海軍}サ^{若狭海軍}セ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}茲^{若狭海軍}禮^{若狭海軍}二^{若狭海軍}月^{若狭海軍}六^{若狭海軍}日^{若狭海軍}京^{若狭海軍}君^{若狭海軍}セ^{若狭海軍}ウ^{若狭海軍}
 ○^{若狭海軍}今^{若狭海軍}天^{若狭海軍}皇^{若狭海軍}聖^{若狭海軍}明^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}天^{若狭海軍}道^{若狭海軍}比^{若狭海軍}年^{若狭海軍}痛^{若狭海軍}ク^{若狭海軍}國^{若狭海軍}貴^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}親^{若狭海軍}禮^{若狭海軍}定^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}矣^{若狭海軍}也^{若狭海軍}此^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}也^{若狭海軍}人^{若狭海軍}不^{若狭海軍}知^{若狭海軍}
 内^{若狭海軍}侍^{若狭海軍}亦^{若狭海軍}承^{若狭海軍}存^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}祈^{若狭海軍}禱^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}手^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}以^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}後^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}事^{若狭海軍}件^{若狭海軍}於^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}キ^{若狭海軍}行^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}衆^{若狭海軍}類^{若狭海軍}ヲ^{若狭海軍}衆^{若狭海軍}幕^{若狭海軍}存^{若狭海軍}
 ノ^{若狭海軍}威^{若狭海軍}柱^{若狭海軍}々^{若狭海軍}再^{若狭海軍}隆^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}諸^{若狭海軍}事^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}協^{若狭海軍}議^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}夫^{若狭海軍}教^{若狭海軍}ヲ^{若狭海軍}備^{若狭海軍}伏^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}亦^{若狭海軍}我^{若狭海軍}共^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}神^{若狭海軍}代^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}行^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}遂^{若狭海軍}ク^{若狭海軍}
 養^{若狭海軍}生^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}玉^{若狭海軍}宮^{若狭海軍}ヲ^{若狭海軍}住^{若狭海軍}サ^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}神^{若狭海軍}皇^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}居^{若狭海軍}セ^{若狭海軍}聖^{若狭海軍}業^{若狭海軍}ヲ^{若狭海軍}隆^{若狭海軍}サ^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}以^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}厥^{若狭海軍}念^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}王^{若狭海軍}事^{若狭海軍}亦^{若狭海軍}好^{若狭海軍}
 城^{若狭海軍}以^{若狭海軍}東^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}以^{若狭海軍}ツ^{若狭海軍}果^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}定^{若狭海軍}東^{若狭海軍}交^{若狭海軍}陣^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}旨^{若狭海軍}取^{若狭海軍}所^{若狭海軍}遠^{若狭海軍}方^{若狭海軍}於^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}乎^{若狭海軍}久^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}前^{若狭海軍}創^{若狭海軍}也^{若狭海軍}此^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}城^{若狭海軍}亦^{若狭海軍}上^{若狭海軍}
 也^{若狭海軍}ラ^{若狭海軍}レ^{若狭海軍}シ^{若狭海軍}今^{若狭海軍}上^{若狭海軍}大^{若狭海軍}穴^{若狭海軍}ハ^{若狭海軍}玉^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}ニ^{若狭海軍}至^{若狭海軍}降^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}武^{若狭海軍}家^{若狭海軍}取^{若狭海軍}ル^{若狭海軍}也^{若狭海軍}存^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}報^{若狭海軍}送^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}燒^{若狭海軍}取^{若狭海軍}セ^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}也^{若狭海軍}
 報^{若狭海軍}出^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}今^{若狭海軍}ハ^{若狭海軍}皇^{若狭海軍}國^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}大^{若狭海軍}事^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}於^{若狭海軍}人^{若狭海軍}心^{若狭海軍}取^{若狭海軍}着^{若狭海軍}ヨ^{若狭海軍}リ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}テ^{若狭海軍}置^{若狭海軍}セ^{若狭海軍}ト^{若狭海軍}ス^{若狭海軍}古^{若狭海軍}ハ^{若狭海軍}公^{若狭海軍}成^{若狭海軍}ノ^{若狭海軍}確^{若狭海軍}證^{若狭海軍}今^{若狭海軍}

皇太子の御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

御代、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

明命ノ御代、長秋ニシテ、昔建隆元年、太祖王、北狩ニテ、後唐ノ南都ニ在リ

狂言ノ目アリ、其變、慷慨不世出、後唐ノ南都ニ在リ、昔建隆元年、太祖王、北狩ニテ、後唐ノ南都ニ在リ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

皇太子ノ御成婚は、昔より承久ノ御代に於ては、ハシラハシラキスヘシ、昔一其ノ事アリシ

此字水の田思ッ復し將軍諸君ノ事ニ上防ト及友一致ト名相曰謀善策
 ヲ合セテ齊熊ノ大田ヲ奉セトムトナリ唯差定ト海ノ輸ハサルハ毛淺ノ義
 ヲ主トセカレト因テ齊ノ腹ハカクキナリ衆ヲ没ハ解リニ取リテ暴陽ヲ長
 スハカナルナリ又端ヲ異ニト食ハ齊ノ思負ヲ花ニテ時衆ヲ極フノ大義ニ
 任シ帝堂ニ柱石朝野ノ具大膽ナリ之ニ重テ議奏中山ノ不注テ寺方里ニ修ス
 ノ流ト重威ヲ施シ國体ヲ存ナルノ正陽ヲ執ツテ一付ノ抗ナリ傳奏兩ト共此ハ
 度協ニ東西親望ノミ東城ハ小オアツテ往來又東ノ折折ス大在國自於下左開大度
 教育ヲ存シ正陽ヲ執リ財賦ヲカケ公正序仰ノ著三臣又上凡ノ作ヲ今上ニ用
 以人ヲ存シ特リ異ニム鷹司太田ノ下六十餘年ノ執板恰前通曉民仰真節ト
 今上ノ御意ニ仰作重ト任シ仰休教他異ナリ自ラ一世伊肥ニ智狂我石

出ずれば借入の借食利の兩アキ先入為主賂ア交ハ關東ニ河嶺セラレ

年有リ今被巧阿ノ奉トキナキ朝廷關東ノ情情ニシテ國体ヲ辱シ人皇前ニ屈スルヲ情

事關東ヨリ使人ノ至ル先ツ土佐ノ屋敷於テ轉冬ノ用人志隆ニ以テ

シム依之實東ノ事情ヲ得ル者有リ先テルナシ又土佐ノ文書ノ交ハ云々

整理的、限モ存存ノ亦リハ交通ヲ申下吏ニ至ル又從怒把子北州ハ北越境

美丹美丹ノ子王父王ノ派スルハ一、我々意ト皆スト存セテ朝議此ニ懸停ニテ決其國

白紙下力皆十枚若太阿ノ登制ニシテ最モラ賜達スモ一能ス今上ハ大逆轉

アツテ實御下、勅流下リテ太阿侍まヲ格ケタルニ至リレカト、汝等ノ海濱ニ

事船止ム途儀修トモテ、口ヲ直モ皇使ノ要來海邊ノ名ナル者スル

ナシ東使大、其後慢、昔レニ東州城ヲ津ヲテ、重箱高直下ニナクテ勅令ヲ

大内大臣

促ス、至リ漸ク、こゝノ金ノ在ル人心有方三象男活居、其ノ汝別在度、ヨリ書友
 フ以テ奏聞ニ有之、各、おき下ナレ、其ノ事、却テトモ、不待ニ之ヲ関東、急送
 其ノ被テ待ツ而、^{其ノ}必計ヲ、大、活、活、友ノ、情、送、以、上、事、便、也、社、美、有、計、ナ
 ト、自、り、大、替、南、ツ、信、ニ、ヨリ、三、月、四、日、至、リ、東、越、ア、リ、ヨ、リ、活、傳、西、美、極、國、ノ、不
 破、ニ、ヨリ、テ、ニ、ラ、剛、カ、ル、ニ、又、心、筋、考、候、因、東、ハ、ニ、テ、考、夕、任、ノ、事、ニ、有、マ、ス、及、即、活、合、ル、事
 上、右、傳、^{其ノ}下、ノ、所、也、考、テ、大、活、活、友、ノ、情、送、以、上、事、便、也、社、美、有、計、ナ
 ヲ、持、テ、^{其ノ}下、ノ、所、也、考、テ、大、活、活、友、ノ、情、送、以、上、事、便、也、社、美、有、計、ナ
 心、入、其、^{其ノ}身、^{其ノ}事、^{其ノ}上、^{其ノ}活、活、友、ノ、情、送、以、上、事、便、也、社、美、有、計、ナ
 何、老、ス、ト、買、ル、事、^{其ノ}友、^{其ノ}叙、^{其ノ}テ、^{其ノ}情、送、以、上、事、便、也、社、美、有、計、ナ
 任、文、^{其ノ}奏、聞、ノ、事、^{其ノ}金、^{其ノ}ノ、^{其ノ}在、^{其ノ}ル、^{其ノ}事、^{其ノ}也、^{其ノ}任、^{其ノ}之、^{其ノ}送、^{其ノ}以、^{其ノ}上、^{其ノ}事、^{其ノ}便、^{其ノ}也、^{其ノ}社、^{其ノ}美、^{其ノ}有、^{其ノ}計、^{其ノ}ナ

上未漏朝西乳下兩傳奏ヲ行シテ所物トシ及目證狀ヲ聞由ぬ下車被_レ行
天_レ其供_レ詔_レ因東へ委任セリトノ計画ニ先ツ正論ノ障礙ヲ掃公カガノ以テ自下
ノ内ニトテ及傳奏_レ以テ_レ道君ノ奏内_レヲ_レ指_レ指_レマセ_レ七日_レ至_レツテ_レ此_レ由_レに_レ相_レ談_レセ_レカ_レト_レ拜
曾_レ尋_レ尋_レテ_レ三_レ条_レ由_レ以_レ及_レシ_レト_レス_レル_レ子_レ傳_レ奏_レ奉_レ々_レ威_レ表_レ傳_レ奏_レ命_レツ_レ存_レセ_レル_レ奉_レ之_レ
此_レ由_レヲ_レ聞_レテ_レ八_レ日_レ迄_レ又_レツ_レキ_レ兵_レ冬_レ内_レアリ_レテ_レ兵_レ令_レ以_レ一_レ任_レに_レ初_レ問_レキ_レ大_レ柳_レ師_レ三_レ日_レ
天_レ川_レツ_レテ_レ古_レヲ_レレ_レ不_レ審_レナ_レリ_レト_レテ_レ近_レ由_レ以_レ至_レ通_レ達_レテ_レ冬_レ内_レ其_レ傳_レ奏_レ之_レ以_レテ_レ之_レ公_レ之_レ
之_レ者_レ實_レ日_レ以_レ命_レニ_レ由_レ在_レア_レト_レ詰_レ問_レセ_レラ_レレ_レカ_レ傳_レ奏_レ大_レに_レ違_レ惑_レシ_レテ_レ近_レ由_レ以_レ之_レ初_レ問_レセ_レル_レ
中_レ達_レニ_レナ_レリ_レト_レ近_レ傳_レ急_レ状_レニ_レ此_レ日_レ實_レ白_レニ_レハ_レ西_レ海_レ由_レ来_レラ_レテ_レ遠_レ々_レ近_レキ_レ因_レ東_レへ_レ傳_レ奏_レ
天_レ内_レ以_レ傳_レ奏_レより_レ乃_レ任_レに_レ相_レ談_レル_レハ_レ因_レ東_レへ_レ傳_レ奏_レニ_レ先_レツ_レテ_レ傳_レ奏_レノ_レ體_レ節_レヲ_レ先_レニ_レ傳_レ奏_レ
聞_レ吾_レ十_レク_レ聖_レ九_レ日_レに_レ至_レト_レテ_レ奏_レ剛_レニ_レ入_レル_レ由_レに_レ右_レ乃_レ任_レに_レ相_レ談_レセ_レカ_レト_レ初_レ問_レアリ

然レテ村長ヲ出サシメテ之ヲ國自任不及任表トテ自任サシメテ之ヲシテ
 取テリテ其ノ外ノ事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 上ノ事トシテ亦相定テ其ノ外ノ事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 可ク云フニ此ノ事ハ相定メテ其ノ外ノ事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 是亦無之方陪下田至約外不マ止又上野之官形は神事神主之官ニテ
 小寺村長トシテ之ノ有ニテ其ノ外ノ事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 主セラレリ^{同村長}景深大軍此所^夜折斷^{大内}先ツ^{正官}至ラ^{後始}
 其ノ事ハ特博トシテ^{白毫}之^外之^事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 町事ノ名ニ始マシメ公界ニ直工ノ持淨英賢ヲ^以テ^其之^事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一
 臣堂ノ以^其之^事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一^若心^其之^事ハ之レトテ其ノ取テ更マシテ是ヨリ却テ一

了ラス世ハ閑志諸有日モ信ヲミテ水舟モユヲ登別シ外夫竹節ヲ座シシテ
 出テ古公モ此之ニ高橋スト無勢ノ道ヲ伝傳セシメタル故ナリ然レニテヤテヤ橋ヲ
 カルハ或者較ヲ容レサル所ナラズ及んで安ハ英内ヲ忘ルル者ハ幼弱ノ有テ者處ルニ
 故ニ体事^{新法}其人体ヲ介シテ降命アランソノ意ヲスレバ天意降リニ台成ニ返ルキ
 ノ短ナリ依之右内カ骨テ全至ヘ速^速ニ英傑人仕手長ノ三件ヲ以テ降命アラン
 変スルハ恐レアルカニス^{其上ニモ}兼石存久ヨリ橋ヲナシスニテ幼弱ノ南紀^{南紀}廠情ハ好ミテ
 ト西遊ノ方ハ申シタルキニ決^決然^然トシテ^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}^{トシテ}

レニカ、其間、川清、許不長、奉リヌ、此、其間、東、ニ、（註）曾、三、所、有、ル、事、ハ、十、間、東、へ、傳、達、
後、考、マ、何、レ、レ、ニ、モ、サ、ニ、。急、達、ス、マ、余、ア、リ、ニ、サ、六、ノ、吉、監、臺、飯、兼、丹、持、持、シ、テ、
末、セ、リ、是、寺、左、内、於、言、也、朝、者、大、甚、ニ、為、病、マ、リ、テ、二、間、延、忠、新、ノ、假、略、ヤ、。

因、ニ、六、條、則、シ、強、固、ヨ、リ、後、急、白、折、因、白、及、尺、君、ノ、ノ、急、ク、キ、テ、ア、ラ、ス、ト、
カ、レ、レ、ラ、太、凶、及、至、急、ト、也、決、セ、レ、タル、ト、リ、又、傳、奏、延、固、へ、行、向、（註）太、凶、也、不、奉、

リ、ニ、カ、折、以、沐、。文、書、ニ、意、意、ヲ、答、フ、テ、左、如、シ、ニ、改、メ、テ、ラ、タ、リ、（註）時、事、自、リ、
甚、キ、事、ヲ、迎、カ、レ、太、凶、以、モ、吃、着、候、候、然、空、救、唯、廢、情、狀、ノ、ノ、ナ、リ、シ、ト、ン、

六、折、云、何、事、ノ、方、否、ル、也、何、

其、心、務、多、端、之、時、方、卷、右、即、是、定、也、此、外、所、事、在、改、務、即、林、也、
相、成、候、不、申、下、リ、了、了、ノ、内、宣、達、且、下、ル、个、ノ、音、ニ、序、下、申、入

実白成不同分入中時十一

右の以成中身長ノ下 傳奏日七ニ傳テレニ 延岡ノ後ニ池後ノ書ルルノ鳴中

共ニ沖天ノ聖妙石取女日ノ苦忠伴也テ 嘉人ノ一葉ノクノ 宿秋痛矣

○ 右の聖明劇意真境ニ公仁至因東ノ身微也ナルヲ 情慨レ微段ヲモテ 勢只以擲之

主誠ヲ場レ 俗罪借節ノ中ニ 因能レレ斬者ノ至天ノ金華社年ノ及フヘテニテ

ハ其友人ノ贈上書翰迄ニ 於道定ヨ即席上院ノ 運稿ヲ下ニ 題レテ 杖際ヲ後ノ

有志ニ告テ入

ニ 比表儀ノ実ノ書取ノ一ハ 善ハ心又上傑出ノ人ヲ 無之謀多ヨリ 出ル故爲更

動停操少ノ 夜皆ノ 似ヲ 不知 漸海ノ 殊ニ 當時ノ 勢東西ノ 方ノ 燈鼓有之 直情

任行ニテ 行先ハ 指テ 無此 行田ニ 語一 言ニ 可記 破れニ 取テ 四ニ 相成リ 住別テ 諸

公野ハ 退論 共ニ 不共 今ノ 欲ノ 諸大 文運 筋 独心ヨリ 孫ノ 一ノ 唱書 生ノ 燭ヲ 燭ル 手

不群 又 担末 同末 山 野 置ニ 什 有 世ニ 希ニ 此 此 鎮 仗 致 居 人 氏 以 度ニ 一 張ニ 傳 出 其

行重、承延、所刺是、金也、世々、下して、行重、承延、世々、
 比、飯、天下、忍、天、秋、力、信、御、下、政、御、年、存、
 野、比、三、何、也、也、
 思、乃、以、之、変、之、他、
 乃、夫、中、謀、以、或、
 猶、不、事、
 此、世、
 御、二、年、
 比、
 中、
 勤、
 珍、
 也、
 心、
 以、
 也、

傳、心、
 為、
 比、
 初、
 諸、
 心、

生氏精、心記可仕、用世之、水如、冬、布、不、去、三、篇、之、曰、權、以、建、白、松、全、世、厚、凡、之、
皇、國、思、心、無、之、去、ト、下、以、信、有、之、之、内、氣、取、出、快、仕、之、此、多、年、以、可、入、其、
熱、亦、方、思、之、同、布、以、地、之、一、方、備、漸、力、十、三、月、徒、可、任、不、事、之、然、亦、為、不、事、
善、不、人、事、神、如、以、

赤青蓮宮邸上席、と書取ル上疏

三月丁未

当今、干、災、不、去、若、易、以、事、所、況、之、過、日、未、也、能、以、三、テ、主、人、在、山、亦、以、也、度、是、見、
之、多、吉、上、也、此、為、皇、國、厚、心、能、仕、之、在、加、傷、恨、之、故、也、此、降、以、身、之、在、其、散、仕、之、
疑、長、三、月、以、善、之、身、以、見、相、也、又、之、言、取、之、ト、以、中、國、以、降、之、カ、之、故、也、今、即、身、
中、難、之、分、事、也、入、之、在、所、下、之、侍、史、也、其、取、奉、也、之、心、也、近、未、迄、以、延、仕、之、也、無、
取、所、事、柄、ト、ハ、中、各、之、士、竟、之、何、ノ、中、隔、他、ト、ハ、正、外、之、年、一、相、成、也、孫、考、存、之、此、供、之、
彼、此、日、故、也、運、川、仕、之、考、忽、内、亂、可、生、大、師、相、成、也、各、所、團、取、之、行、確、疑、也、亦、之、
之、言、所、坐、之、也、三、月、至、同、東、之、事、也、信、以、聞、也、之、者、矣、之、多、言、り、内、事、其、可、明、也、
之、言、思、考、也、主、上、之、心、也、以、
所、以、余、等、亦、以、
皆、直、前、此、境、也、其、種、内、之、吏、也、定、也、定、也、定、也、不、拘、厥、之、也、之、太、所、對、的、之、也、
中、津、初、之、相、成、也、(一)天下、人、心、也、相、定、也、可、中、津、太、公、之、取、運、也、相、也、考、テ、天、下、情、事、可、
仕、不、去、也、川、大、之、身、自、也、所、長、也、依、存、在、大、日、也、步、降、之、身、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、
レ、中、國、亦、存、在、也、上、之、心、也、(一)一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、
今、乃、以、中、國、亦、存、在、也、是、見、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、
朝廷、近、世、也、亦、存、在、也、此、也、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、一、言、

丁内主此毛有古名... 謀以新有姓... 再政人森和園中... 之主人杯... 不... 文... 一... 一... 一...

○石川城開之四日三月三日

等王休暮ノ事ヲ翰誌セシム
 天徳川氏ノ赤土ノ南九
 朝令ニ申度ナル事アテトスルヲ恐レレ
 効勵ス是ヨリ先ナ幕存京都京況ノ困難ニシテ尋常ノ諸國志ノ做カメニ抵当

一、峯之親書、或レテニラ賜ヒ元マシテ汎函盛到ス於是元ルノ傳ニ余夫心あり
 公ノ寛存ヲ囑^{再送}思^思傷^傷神^神政^政候^候始^始清^清刺^刺スルニ至^至レリ者^者サ^サイ^イ夜^夜命^命是^是内
 曹^曹舎^舎、飲^飲ム^ム地^地更^更市^市事^事、吏^吏人^人日^日并^并四^四及^及ヲ^ヲ并^并異^異、亦^亦大^大區^區寺^寺七^七五^五、并^并其^其書^書、或^或は
 高^高田^田治^治老^老、會^會其^其書^書、大^大外^外の^の書^書、合^合、相^相入^入ス^ス余^余、並^並テ^テ進^進ル^ル而^而夫^夫内^内、治^治石^石の^の所^所レ^レリ^リキ^キキ
 レ^レシ^シ七^七石^石ト^ト共^共ニ^ニ通^通テ^テ、會^會其^其書^書ヲ^ヲ、搜^搜索^索シ^シ文^文書^書數^數ヲ^ヲ、授^授收^收シ^シ而^而友^友友^友友^友内^内ニ^ニ對^對談^談ス^スル^ル事^事時^時之^之
 治^治石^石、賜^賜也^也、明^明日^日日^日、日^日常^常期^期市^市事^事不^不石^石谷^谷田^田川^川先^先へ^へ冬^冬ス^ス十^十日^日ヲ^ヲ合^合シ^シテ^テ飯^飯レ^レリ^リお^おエ^エリ^リキ
 大^大石^石親^親友^友代^代、能^能揚^揚取^取ト^ト共^共ニ^ニ月^月別^別ニ^ニ至^至ル^ル申^申座^座、於^於テ^テ西^西條^條へ^へ右^右取^取フ^フ煩^煩々^々シ^シル^ルノ^ノ日^日ヲ^ヲ
 會^會シ^シテ^テル^ル亦^亦未^未だ^だ以^以書^書舎^舎、別^別座^座レ^レ他^他人^人、見^見テ^テ又^又是^是事^事臨^臨帖^帖見^見報^報自^自ニ^ニ嫌^嫌ミ^ミ生^生未^未候^候ヲ
 別^別座^座得^得ル^ル事^事ヲ^ヲ、尊^尊ト^ト至^至テ^テ亦^亦今^今空^空存^存ノ^ノ事^事カ^カサ^サル^ルヲ^ヲ痛^痛患^患セ^セリ^リ、十^十月^月八^八日^日再^再度^度之^之
 亦^亦申^申座^座へ^へ呼^呼出^出サ^サレ^レ目^目録^録、裝^裝束^束程^程々^々ト^ト共^共ニ^ニ決^決同^同ノ^ノ事^事アリ^リ、己^己未^未二^二月^月十三^{十三}日^日、待^待定^定所^所へ

昨廿サレ更ニ改テ此勘滅ニ着テ復テ余モラル者ナキ事ト云ヒテ左内左ニ勘滅ノ
 渡サレテ三月四月七月ニ於テ所孔同アリキ左内毎ニ會ハレテ談笑自若
 一語ノ狂言ノニズナレ故、人其翰訊ノ何事ナリシテ記者ナレ長谷即ニ之ヲ
 聞傳トシテ^{知レ}所^{知レ}概^{知レ}テ夫人ノ聞ニ左内ノ長谷ニ對答スル事連累^{知レ}トナ
 自^{知レ}其ハ^{知レ}視^{知レ}傷^{知レ}實^{知レ}ヲ以^{知レ}テ^{知レ}履^{知レ}ス^{知レ}コ^{知レ}ト^{知レ}マ^{知レ}シ^{知レ}報^{知レ}中^{知レ}ノ^{知レ}同^{知レ}ノ^{知レ}所^{知レ}也^{知レ}主人^{知レ}ハ^{知レ}知^{知レ}ラ^{知レ}ル^{知レ}ト
 一ト^{知レ}証^{知レ}テ^{知レ}ま^{知レ}シ^{知レ}ノ^{知レ}罪^{知レ}ヲ^{知レ}掩^{知レ}テ^{知レ}ス^{知レ}ル^{知レ}ノ^{知レ}語^{知レ}急^{知レ}テ^{知レ}左^{知レ}内^{知レ}暗^{知レ}、^{知レ}吾^{知レ}主^{知レ}ヲ^{知レ}回^{知レ}上^{知レ}復^{知レ}セ^{知レ}ラ^{知レ}ル^{知レ}、^{知レ}身^{知レ}好^{知レ}ミ^{知レ}忌^{知レ}
 忌^{知レ}喜^{知レ}ス^{知レ}ル^{知レ}ノ^{知レ}色^{知レ}ヲ^{知レ}ト^{知レ}是^{知レ}凡^{知レ}者^{知レ}モ^{知レ}守^{知レ}正^{知レ}依^{知レ}幕^{知レ}忠^{知レ}義^{知レ}、^{知レ}大^{知レ}多^{知レ}、^{知レ}則^{知レ}係^{知レ}ス^{知レ}ル^{知レ}事^{知レ}件^{知レ}、^{知レ}主^{知レ}ツ^{知レ}テ^{知レ}ル^{知レ}、^{知レ}台^{知レ}公^{知レ}、
 汝^{知レ}意^{知レ}ヲ^{知レ}推^{知レ}シ^{知レ}テ^{知レ}女^{知レ}ノ^{知レ}實^{知レ}ヲ^{知レ}許^{知レ}テ^{知レ}座^{知レ}モ^{知レ}座^{知レ}ス^{知レ}ル^{知レ}ト^{知レ}シ^{知レ}依^{知レ}之^{知レ}欺^{知レ}延^{知レ}官^{知レ}ニ^{知レ}派^{知レ}ス^{知レ}、^{知レ}火^{知レ}ヲ^{知レ}付^{知レ}其^{知レ}他^{知レ}諸^{知レ}藩
 ト^{知レ}同^{知レ}、^{知レ}答^{知レ}ル^{知レ}事^{知レ}は^{知レ}二^{知レ}三^{知レ}私^{知レ}兵^{知レ}、^{知レ}出^{知レ}テ^{知レ}曾^{知レ}テ^{知レ}主^{知レ}人^{知レ}ノ^{知レ}知^{知レ}ラ^{知レ}ル^{知レ}所^{知レ}ヲ^{知レ}陳^{知レ}シ^{知レ}テ^{知レ}罪^{知レ}ヲ^{知レ}セ^{知レ}シ^{知レ}、^{知レ}則^{知レ}ハ^{知レ}忠
 愼^{知レ}ト^{知レ}云^{知レ}ハ^{知レ}リ^{知レ}、^{知レ}時^{知レ}ヲ^{知レ}左^{知レ}内^{知レ}ニ^{知レ}在^{知レ}ラ^{知レ}リ^{知レ}、^{知レ}其^{知レ}主^{知レ}人^{知レ}ノ^{知レ}シ^{知レ}テ^{知レ}二^{知レ}ト^{知レ}共^{知レ}、^{知レ}罪^{知レ}ハ^{知レ}漏^{知レ}レ^{知レ}シ^{知レ}ル^{知レ}、^{知レ}似^{知レ}タ^{知レ}リ^{知レ}、^{知レ}忠^{知レ}ト^{知レ}云^{知レ}ハ^{知レ}カ^{知レ}ラ

予ニハ... 藤... 石... 一... 皮... 村... 日...

(表紙題簽)

「夢物語」

中根雪江著並筆
橋本左内伝

(見返貼紙)

「著者名ヲ石原期幸トセシ理由、卷末ニ記シアリ、
昭和十四年四月 中根家ヨリ寄贈」

(扉)

「橋本左内伝」

橋本紀主か禍に罹りて身失せにしは、主の廿あまり五の歳にて、最若き程なりしかと、其学文の才の世に傑れ、思慮の至深かりしハさる事にて、君に忠に世を悒懐の心、はたいと切なりければ、我君も魚の水あることくおもほして、無二者に頼もしミ召仕はせ給ひ、余ハ主の親としもいふへき齡なから、官途の同胞と思ひ憑ミ、我君の忠に真き誠もちて、皇国の為に左右と議らひ給ふ御心竭しを継ぎ広めてんと、諸共に赤き心に隈をおかすて勉勵仕へ奉らひて在けるに、禍津日の神の心は為方なき物にて、我君も其荒備に触れさせ給ひ、主ハ殊更に御先に立て、深淵に分入りて、龍の額の珠し取らんとせしからにや、嚴き料に当られたれば、余もはた連坐得遁るましと畏居たるに、意外に何事なくて、主のミ重く罰られて、漢人の殺身成仁といへるか如くなれりしハ、あな慨しあな憤ろしと髪も逆立、いとも惜くいと哀しくて血涙と、まらす、朝異に嘆かひてのミ在しか、嬉しきかも貴きかも、直日の神の幸ひますへき時の来りて、我君の禍も漸に直らひ給へるまに、主に、か、りし浮雲も疏なく霽て、雪に氷に潔かりし操をしも、世の人皆も思ひおむかしミする事としなれりければ、主か在世に作りものせし詩共播集めたるに、我君の筆執らして題辞書せ給ひ、如斯板に鑄て世にほとこらすへくなも成にたるを、主の霊の天翔り如何に嬉しく本意ありとこそ看そなはすらめと、憂を共にせし余も、生る甲斐ありてか、る盛挙を見聞しか、哀に憤ろしかりし昔に引換

て、いとも愛^{メテ}たく歎はしさの黙止かたくて、心緒^{ココロノオロ}を跋^{シリカキ}せしハ、今はしも世の事竟へて、頭も髭も雪のふる江に魚釣翁^{ナツラス}中根師質^④

橋本左内事迹

橋本左内、名紀^①、字ハ伯綱、世医^⑤ヲ業トス、生而穎敏^⑥、喜テ讀書、為人軀幹稍ク五尺、白哲孱弱^⑦、殆ト美婦人ノ如シ、而シテ志氣慷慨沉毅^⑧、英果ニシテ、膽略人ニ絶ス、十五六歳ニシテ、嶄然^⑨トシテ大志ヲ懷キ、学ヲ勤テ手卷ヲ釋ス、応答進止老成人ニ異ナラス、窃^⑩ニ姻党ノ擊劍家ニ就テ其術ヲ学ヒ、岳飛ノ為人ヲ景慕シ、自ラ景岳ト号ス、家居孝悌、好ンテ藩中有志ノ長上ニ師事ス、尔後笈ヲ負テ京攝ニ游ヒ、漢洋ノ諸名家ニ出入シ、學術大ニ進ム、年十八父ノ後ヲ襲テ医員ニ列ス、君公其異材ヲ将^⑪テ、刀圭ニ終ン事ヲ愛惜シ、医籍ヲ脱シテ、親衛隊ニ編入シ、江戸ニ游学セシム、左内感奮意ヲ鋭クシテ、専ラ経世ノ学ニ志シタリ、当年海外ノ強国、比^⑫ニ幕府ニ迫リ、和約貿易ヲ要求シテ、嚇^⑬スニ兵威ヲ以テス、朝廷又斥攘ノ議アツテ、之ヲ幕府ニ令責ス、於是幕府ノ窘逼^⑭殆ト極リ、天下岌々トシテ、志士腕ヲ振り齒ヲ切ルノ秋ニ際ス、左内慨然奮勵、幕府ノ衰頹ヲ扶植シ、帝室ヲ

翼戴シ、夷虜ニ接シテ国体ヲ墜サス、皇威ヲ海外ニ更張センコトヲ欲シ、広ク天下ノ豪俊ニ交ル、
于時吾公、癸丑^⑫以来徳川公^⑬ノ多病ニシテ、將軍ノ職ニ堪ヘ玉ハス、加之宇内ノ形勢、和スヘク戦フ
ヘカラサルヲ洞見シ、令嗣^⑭ヲ建テ幕府ノ基礎ヲ固クシ、朝旨ヲ奉シテ、威信以テ外国ヲ綏撫^⑮センコ
トヲ思慮シ、薩侯齊彬君ト心ヲ協セ謀ラ一ニシ、之ヲ宗室ノ内^中ニ索メラル、ニ、一橋公長シテ且ツ
賢ナリ、因テ之ヲ閣老ニ勸奨セラル、或ハ面上、或ハ紙表、薩侯ト更^番ル^レ朋ヲ経、年ヲ閱シテ
幾数回ナルヲ知ラス、閣老其議ヲ嘉シテ、拒ムコトナシト雖トモ、又因循シテ敢テ果サス、延ヒテ
安政丁巳^⑯ノ夏ニ至リ、公江戸ニ参覲シ、府下ノ景況ヲ觀察セラル、ニ、外国愈迫リ、將軍家益多病、
朝議亦太急ナリ、公惶愕憂戚大ニ前議ヲ張ツテ、比ニ閣老ニ建白シ、又幕府有志ノ諸有司ニ咨詢ス、
而テ窃ニ聞ク、紀侯幼弱ト雖トモ近親ノ故ヲ以テ、養君タルヘキノ幕議アリト、公苦悶ノ懷ニ堪ヘ
ス、急ニ左内ヲ江戸ニ召テ、其謀ヲ咨フ、左内云、目今幕政閣老ニ出テ、失措少シトセス、就中外
国ノ事ニ於テハ、概ネ朝廷ヲ敬遠ノ地ニ安置シ、専ラ幕議ニ決セン事ヲ庶幾ス、祖宗尊王ノ典型ニ
悖^⑰リ、君臣ノ大義ヲ紊ル、之ヲ以テ朝廷ノ譴責ヲ来シ、併テ天下志士ノ憤懣ヲ醸成セリ、此ノ弊政
ヲ矯メ、正道ニ反サスンハアラス、而シテ反正ノ力ハ、嗣君ニアラスンハ能ハス、公ノ曾テ議スル
処、惣テ臣カ素ヨリ希フ処ナリ、敢テ心力ヲ竭シテ、知遇ニ報セスンハアラス、然レハ則チ、営中

閣内ノ事ハ、公宜ク之ニ任スヘシ、幕府諸有司、及ヒ諸藩君臣、草莽ノ有志輩ヲ併セテ、臣担当シテ（しんまつ）德憑説諭スベシト、尔来鞠躬尽力、寢食ヲ廢シテ之ニ從事シ、遂ニ幕廷及ヒ府下ノ有志左袒シテ、朝廷ヲ奉スルニ、幕府ヲ以テシ、幕府ヲ扶ルニ橋公ヲ以テシ、（こく）穀ヲ推ス者十ノ八九ニ至ル、就中幕府司農川路左衛門尉ハ、老狡確實ニシテ輕信セス、吏務ニ練達シテ内閣ノ參謀タリ、人皆敬憚シテ犯ス者アルコトナシ、左内説入一回、川地節ヲ折テ屈伏ス、（服）尔後君公柳營ニ於テ、閣老堀田侯ニ对接ノコトアリ、語次ニ堀閣云、今朝川地余ニ語ラク、（越藩）貴臣橋本左内尚弱齡、昨夜来ツテ僕ニ説ク、其議論ノ剴切精到ナル、一々肯綮ニ中リ、僕カ半身已ニ宰割セラル、カト覚フ、僕年来対客無数、未タ如此可畏ノ人ニ逢スト、舌ヲ捲テ驚歎セリト、之ヲ公ニ告テ、其良臣ヲ得ルヲ艶羨セラレシトゾ、左内ノ精神透徹、説キ得テ信愛セラル、コト、概ネ此類ナリ、老大ノ諸豪ト雖トモ、之ヲ遇スルニ先生ヲ以テス、愛重セラル、亦如此、此秋幕府墨国公使ノ圧迫ニ堪ヘス、朝廷ニ告テ開港和約ノ允準ヲ希望シ、先ツ林大学頭ヲシテ、京師ニ造ラシメ、（外）外国ノ事情ヲ説入シ、尋テ戊午正月、堀閣川路左衛門尉・岩瀬肥後守等ヲ率テ上京シテ、勅許ヲ乞ントスルノ事アリ、於是公左内ニ命スラク、此行ヤ外国ノ事ニ於テハ、恐ラクハ幕權ヲ以テ、朝議ヲ圧スニ出シ、又養君ノコトヲ奏定セシムルモノ知ルヘカラス、大事両ナカラ急ナリ、坐視ノ秋ニアラス、汝宜シク上京シテ、朝幕ノ罅隙ヲ弥

縫シ、建嗣ノ持論ヲ達スヘシト、然ルニ此時ニ当ツテ、朝廷中正論・幕論ノ二党アリ、葛藤滋蔓^②、手ヲ着ケ歩ヲ進ムルノ地ナキニ、左内挺然命ヲ奉ス^{シテ}、单身危機ヲ蹈ム、其膽略思フヘシ、而シテ京摂ノ間、学友多ク其或ハ知ラレンコトヲ恐レ、姓名ヲ変シテ桃井亮太郎ト称シ、又伊織ト改ム、正月廿七日発程、二月七日京着セリ、

○方今ノ京状、天皇聖明英邁、比年痛ク国歩ノ艱難ニ宸衷ヲ悩マセラレ、夜ハ人不知内侍所ニ御参拜、御祈祷ノ事アリ、此般ノ事件ニ於テモ、徳川氏ノ衰頹ヲ興^{扶ケ}シ、幕府ノ威權ヲ興隆シ、諸侯ト協議シ、夷狄ヲ懾伏シ、和戦共ニ神州ノ汚辱ヲ受ケス、蒼生ノ安堵ヲ保護シ、神皇歷世ノ聖業ヲ墜サ、ルヲ以テ、叡念トシ玉ヘリ、伝奏東坊城^(聡長)嘗テ関東ノ威ヲ畏レテ、関東奏聞^其ノ旨趣御違背ニ於テハ、承久ノ前例^蹤恐ルヘシ扨言上セラレシニ、今上大ニ笑ハセ玉ヒ、当時ハ武家ニ皈シタル威權ヲ、朝廷ニ復收セラレン^{シ玉ハ}ノ旨趣^{叡旨}ニ出ツ、今ハ皇国ノ大事ナリ、人心ノ皈着ニヨツテ所置セントス、古ハ公武ノ確執、今ハ皇夷ノ争論ナリ、豈ニ承久ノ覆轍ヲ蹈ンヤ、汝必ス心ヲ安ンスヘシ、万一其事アルモ、朕何ソ畏レンヤトノ聖諭アリトゾ、九重ノ深邃ニ在ツテ、世間ノ情状ヲ通曉シ玉フコト、神明ノ如ク、群僚畏服セスト云コトナシ、青蓮院宮法親王、壮齡三十餘、嘗テ南都ニ在ツテ狂宮ノ目アリ、英爽慷慨、不世出^(しせき)ノ資ヲ以テ、至尊ニ咫尺^②シ、帷幄ニ参シテ、聖謨ヲ翼賛シ、議論正大、一時ノ瞻

望タリ、世之ヲ大塔宮ニ比ス、三條内府公温雅寛平、伶俐円熟、勇邁ノ氣ニ乏シト雖トモ、徹上徹下正論ノ人ナリ、先皇精忠ノ褒詞ヲ賜ヒ、今上御幼時ヨリノ傳保ニシテ、蓮宮ト心ヲ合セ、聖上ヲ輔ケ、皇威ヲ偃ンコトヲ欲ス、其建議ノ大要ハ、天下ノ形勢此ニ至ツテ大変革ナカルヘカラス、然ルニ將軍多病虚弱ニシテ、征夷ノ任ニ堪ヘス、閣老亦其人ニ非ス、此困難ノ時ニ際シ、宗室ニ撰ンテ英主ヲ立テ、三家・家門及ヒ諸侯ノ英賢ヲ挙ケテ、幕政ヲ輔佐シ、寛永ノ旧典ヲ復シ、將軍諸侯ヲ率ヒテ上洛シ、官武一致、君相同謀、籌策ヲ合セテ、膺懲ノ大典ヲ挙ケントスルニアリ、唯蓮宮ト議ノ協ハサルハ、宮ノ議ハ戦ヲ主トセサレハ、因循ノ弊ヲ脱シカタキニアリ、條公ノ説ハ、漫リニ戦ヲ説テ、徒ラニ暴論ヲ長スヘカラスルニアリ、其端ヲ異ニスト雖トモ、齊シク忠貞ヲ抱ヒテ、時艱ヲ拯フノ大義ニ任シ、宰室ノ柱石、朝野ノ具瞻タリ、之ニ亞テ議奏、中山・久我・徳大寺・万里小路等ノ諸卿、皇威ヲ張り、国体ヲ辱メサルノ正論ヲ執ツテ、一時ノ撰ナリ、伝奏両卿共ニ好人、(正房) 広橋ハ東西觀望ノミ、東坊城ハ小才アツテ、従来関東ニ荷擔ス、九條関白殿下、(尚忠) 発明大度、叡旨ヲ奉シ正論ヲ執リ、財賄ヲ却ケ、其公正縉紳ノ有志皆其下風ヲ仰キ、今上ノ任用此人ニ在リ、晩節ノ全カラサルヲ憾ム、(うら) 特リ異レム鷹司太閤殿下、(政通) 三十餘年ノ執柄、伶俐通曉威望具備シ、今上御幼齡ヨリ、師保ノ重ニ任シ、御依頼他ニ異ナリ、ヨツテ自ラ一世ヲ睥睨シ、智職我右ニ出ルナシト謂ヘ

里、可惜貧利ノ病アリテ、先入為主、賂ヲ受テ関東ニ阿媚セラル、コト年有リ、今般堀閣ノ奏上ニ故事関東ヨリ使人
 付テモ、朝廷ハ関東ノ怯懦ニシテ國体ヲ辱シメ、皇威ヲ屈スルヲ憤リ、挽曲ノ正議專ラナルニ、太
 ノ至ル、先ツ土佐屋敷ニ於テ、伝奏ノ用人ノ応接ヲ以テ首事トス、然ルニ鷹府ニ於テハ、家司ヲ大
 閣殿ニハ▲津二遣シ、使人ヲ待テ其内情ヲ通知セシム、依之関東ノ事情ヲ得ル、鷹府ヨリ先ナルハナシ、又主
 家ノ武家ニ交ル、所司代禁裡附ニ限ルモ、鷹府ノ家司ハ交通市尹ノ下吏ニ至ル、其縦恣概ネ此類ナ
 リ、此般堀閣ノ奏上ニ付テモ、▲関東ノ議スル処、一々我カ意ト符スト称セラレ、朝議正論、此二壅
 滞シテ決セス、関白殿下力量ナキ故、老太閤ニ压制セラレテ、叡慮ヲ暢達スルコト能ハス、今上大
 ニ逆鱗アツテ、関白殿下ニ勅諭アツテ、太閤辞表ヲ捧ケラル、ニ至リシカト、議奏ノ論辨ニヨツテ、
 事暫ク止ム、廷議紛々トシテ日ヲ曠フシ、毫モ墨使ノ要求強迫ノ急ナルヲ省スルナシ、東使大ニ其
 怠漫ニ苦シミ、東坊城ト謀ツテ、重賄兩殿下各一万兩行フテ、勅答ヲ促スニ至リ、漸クニシテ今一応人
 心折合方、三家始諸侯赤心ヲ被聞召度々ニヨリ、書取ヲ以テ奏聞可有之旨、勅答ヲ下サレ、東使ノ
 心算違却スト雖トモ、不得已之ヲ関東ニ急達シテ、一向ニ其報ヲ待ツ而已ナリ、既ニシテ秘計外泄、
 大ニ諸侯諸官ノ憤懣ヲ激シ、東使ノ拙策ノ行ハレサルニヨツテ大ニ声聞ヲ墜シタリ、三月四日ニ至
 ツテ東報アリ、同五日議伝両奏、堀閣ノ旅館ニ至ツテ之ヲ聞カル、ニ、「人心折合ノ儀、関東へ兼
 テ為御任ノ義ニ有之、被及御請合候間、被安宸襟候様」トノ御返答ナリ、此事復ヒ廷議ニ及ハル、

二、頃日ニ至ツテハ鷹太閤関東荷担追従ノ悪評ハ常談トナリ、関白殿下又両説ヲ持セラル、ノ異聞アリ、
 其婿久我、殿下ニ迫ツテ其心術ヲ叩クニ、優柔模糊ノ論談、兼日ノ強勢剛正ニ似ス、久我其自反セラレ
 ンコトヲ責望スルニ、深意アツテ如此トテ、実ニ其忠告ヲ容レラレス、久我大ニ恚いかにツテ、公モ亦関
 東ニ阿党スト罵ルニ至ル、家ニ皈ツテ此事ノ憤歎ニ堪ヘス、其明病ニ托シテ辞表ヲ捧ケタリ、是八
 日ノ曉ニシテ、其結文ニ「報国ノ赤心、金石ヨリ堅ク存込」ノ句アリ、依之廷議其事故アルヲ察シ
 テ、罷免ニ及ハスト雖トモ、尔来満朝、両殿下両伝奏ヲ付シテ奸物トシ、反目騒然タリ、関白殿下
 ハ東報ヲ得テ、請ニ任セテ、惣テ関東ヘ委任セントノ計画ニテ、先ツ正論ノ障碍ヲ掃ハンカ為ニ、
 同六日殿下ノ内意トシテ、両伝奏ヲ以テ蓮宮ノ参内ヲ抑留阻メラレシ、七日ニ至ツテ近衛左府公①ヲモ抑留阻メシ、
 尋テ三條公ニ及ハントスルニ、両伝奏條公ノ威嚴ヲ憚ツテ、内命ヲ奉セス、兎角セル間ニ條公此由
 ヲ聞テ、八日夜ニ入ツテ卒然参内アリテ、即今公卿一統ニ勅問モ有之折柄ノ時ニ当ツテ、三卿ノ参内ヲ止メラル
 、ハ不審ナリトテ、近衛公ニモ通達セラレ、参内アリ、共ニ伝奏ニ迫ツテ、三公タラン者、関白ノ
 内命ニハ従ハスト詰問セラレシカハ、伝奏大ニ迷惑シテ、近衛殿ヘ相達セシハ手違ヒナリト、遁辞
 怠状セリ、此日関白公ハ正論家ヲ遠ケ置キ、関東ヘノ御返事勅報、「人心御請合ノ上ハ、為御任ニ相成
 ルヘキ趣」ニ定メラレシカト、條公激論ノ騒動ニテ奏聞ナク、翌九日ニ至ツテ奏聞ニ及ハル処、左

府内府へモ相談^{協議}セシカト勅問アリ、兩人へハ未タ相談^シニ不及ト奏上ノ処、天下ノ大事三公ニ議セス
シテハ不相^{奏スルハ如何ニ}濟トノ叡旨ヨリ、三公初諸卿へ参内ヲ被命処、近衛・三條ノ兩公、昨日ノ不平ニヨツテ
不参ナリ、鷹右府・二條^{齊敬}相^{齊敬}兩公ヲ、勅使トシテ被遣、漸ク参内アリ、此ヨリ條公大ニ辨論ヲ尽シ、
關東ニ英主ヲ立テ、幕府ノ威信ヲ明カニシ、外夷ノ侮リヲ禦クヘク、且此段ノ件モ一概ニ關東へ御
委任ハ不可然旨ヲ建議セラレ、諸卿多クハ之ニ左袒シ、徹曉ニ及ンテ散朝ナリ、同十日蓮宮モ叡慮
ニヨリ参内アツテ、關東へ御返事^{勅報}ノ朝議専ラナリ、此比太閤公ノ家司^{良典}小林筑前守・三國^{幽眠}大学等、主
公ノ方向曖昧ヲ患ヒ、頻ニ太閤殿へ切諫シ、蓮宮亦諷諭ヲ加ヘラレ、遂ニ和戰共ニ叡慮奉戴アルヘ
キニ決心セラレタレハ、今ハ關白殿ト東坊城ノミ關東ノ方人ト見エタルニ、關白殿ニハ尚固ク前議
ヲ執ツテ、再度奏聞ノ御返事^{勅報}案ニモ、尚為御任ノ文言アリケレハ、一統^{滿朝}ニ不服ヲ抱キ廷議愈險難ニ
皈シ、崎函兩港ノ外ハ開港ヲ禁シ、下田ハ彼ノ不便ヲ陳スルニ任セテ、鎖港タルヘキニ定リ、十一
日ニ至ツテ、前件ヲ以テ御返事^{勅報}ノ文書出来ノ処、結尾猶「此上於關東可有御勘考様、御頼被遊候事」
ト云ヘル文段アル故、三公以下以ノ外不服ナル上、太閤殿大ニ立腹アツテ、如此相成ルニ於テハ、
太閤ノ所存ハ別ニ關東へ可申遣ト怒ラル、ニ、關白殿ハ一段奏聞ヲ経タル事、変改ノ例アルコトナ
シト主張^{抗議}セラレ、兩殿下ノ大争論トナツテ、此日ノ廷議遂ニ不決、十二日ニ至ツテ八十八人ノ堂上

連署シ、正論ヲ張ツテ御返答ノ結文ヲ可被差除旨ノ願書ヲ持テ、関白殿亭へ群參ス、殿下モ群卿ニ
 迫ラレ困窮ニ堪ヘス、熟考改正スヘキノ温言ヲ以テ、漸ク鎮撫セラレタリ、畢竟先ニ関東ヨリ奉ラ
 ル、処ノ御答ハ、関白殿坊城ト謀ラレ、如此御答アラハ廷議不得已関東へ御委任ト可相成由ヲ、密
 ニ関東へ内通セラレン事ナリシカ、其事又関東ヨリ漏泄シテ、正論家ノ耳ニ触レタル故、猶更斯在
 困難ニ及ヒタリ、太閤殿ハ東坊城ノ反覆ヲ怒ラレ、辞表ヲ出サシメラレタレトモ、関白殿ハ不及辞
 表トテ、内覧ナクシテ返サレタリ、太閤殿愈激怒アツテ、坊城ノ参内ヲ止メラレ、十七日ニ至ツテ
 其職ヲ免セラレタリ、是ヨリ朝議一変シ御返答ノ次第相定マリ、同廿日堀閣参内、勅答有之処、結
 局「三家始諸侯衆議ノ上、可有言上ノ旨」、勅答相成処、堀閣猶伺之儀有之、廿六日ニ至リ、「永世
 安全、「不拘国体、後患無之方略、「下田條約ノ外、不被聞召」、其上難被及宸断儀ハ、神宮神慮御
 伺可相成旨」ノ御書附御渡有之、四月三日御暇参内ノ節、京師御警衛ノ事被仰出アツテ、同五日京
 地ヲ出立セラレタリ、以上前記スル処、事ノ左内へ関セサル多シト雖トモ、内外不可為ノ情状ヲ略
 地ノ景況大要如此紛々擾々タル折柄、
述シテ、左内之ヲ為スヘキノ地トセシオ略苦心ノ在ル処ヲ示サントス、見ル人其冗ヲ厭フコト勿レ、
 左内上京シテ、先ツ蓮宮・條公ノ終始共ニ謀ルヘキノ特操アルヲ洞察シ、着京ノ後二日、土州侯ノ
 添翰ヲ土侯ハ
 條公ノ婚持參シテ、條公ニ拝謁シ、談論時事ニ及ヒタルニ、恰モヨシ公并ニ蓮宮ノ持論、英

賢ヲ撰ンテ將軍補佐ノ議タルニヨリ、宗室ノ内賢明アリヤト垂問セラル、仍之左内吾公多年ノ苦心、且ツ橋公ノ英明ヲ陳述セシニ、條公手ヲ拍ツテ、其人ヲ得タリト欣称セラレ、猶席ヲ重ネテ反覆講究、蓮宮ヘモ計議アツテ示談セラレ、専ラ周旋ノ力ヲ竭サレ、左内亦縦横辨説シテ、諸卿及ヒ都下ノ有志輩モ左袒シテ橋公推轂ノ徒、逐々ニ出来ニタリ、関白殿モ始ノ程ハ協議アツテ、已ニ叡聞ニモ達スヘキニ至リ、太閤殿異見ヲ立ラレ同心ナク、沮滯不決、於是左内一策ヲ施シ、鷹府ノ侍講三國大学ハ生國越前ニテ、頗ル有志ノ者ナレハ、此者ヲ紹介ニテ鷹府ノ執事小林筑前守ニ入説対説シ、東西ノ事情ヲ説明シテ遂ニ殿下ノ胸霧ヲ払ヒ、共ニ協力セラル、ニ決シ、即チ直ニ筑州ヲ遣テ、近衛左府公ニ談セラル、ニ、左府公ハ素ヨリ幕將軍家ノ外戚ナレハ、御台ノ方且ツ薩侯ヨリモ、橋公養君ノ降勅ヲ希願セラル、ノ先入アレハ、事速ニ調理シテ遂ニ聖聰ニ達シ、叡慮モ已ニ確定アラセラレシ処、爰ニ一ノ障碍出テ来リシハ、彦根大老ヨリ内臣長野主膳ナル者ヲシテ、紀侯ヲ建ルノ議ヲ関白殿ヘ入説アリ、諸卿中ニモ亦其党ナキニアラス、此ハ閣老諸有司モ、橋公ヲ立テ水府老公ヲ压制シ、外夷ノ情願ヲ遂ケシメンノ策ニ出テ、吾公モ亦之ニ荷担スト、無稽ノ造言ヲ流伝セシメタル故ナリ、然レトモ、年少ハ方今ノ撰ニ当ラサルハ、識者疑ヲ容レサル所ナカラ、関東ノ宦官・宮妾ニハ、橋公ノ英明ヲ忌憚シ、紀侯ノ幼弱ヲ希フ者頗ル多シ、故ニ勅諭ニ降勅ニ当ツテ其人体ヲ斥シテ、降命アラン

コトヲ庶幾スレトモ、カクテハ天意餘リニ白地ニ過クヘキノ嫌アリ、依之左内カ曾テ條公へ建言セシ、英傑・人望・年長ノ三件ヲ以テ降旨アラル、紀ニ変スルノ恐レアルヘカラス、其上ニモ左府公ヨリ、橋公ナラスシテハ、幼弱ノ南紀叡情御好ミ不被遊ト、御台ノ方へ申シ入ラルヘキニ内決議アリシニアツテ、堀閣参内ノ節、御沙汰降命アルヘキナリシニ、此比ニ至リ南紀ノ説愈盛ニシテ、年長ノ二字ヲ除クヘシ、或ハ御沙汰止ニモ成ルヘキ内景故、左内苦悩悶ニ堪エス、必死ヲ極メテ八方ヲへ激論説倒シ、所向其妄議ヲ摧破セシカハ、三月廿二日伝奏堀閣ノ旅館ニ於テ、「此節急務多端ノ時節、養君ヲ定ラレ可然」ノ、勅意ヲ伝ラレシカハ、堀閣ノ御請ニ難有畏リ奉リス、此義関東ニテモ曾テ予承リ居ル処ナリトテ、関東へ伝達ノ緩急ヲ伺ハレシニ、翌廿三日急達スヘキノ命アリテ、廿六日岩評議ス監察評議ス飯東ノ節捧持シテ、飯東セリ、是等左内カ於京地、朝暮及吾公ノ為、橋公ノコトニ周旋忠勤ノ概略ナリ、

因ニ云、後ニ聞ク、堀閣ヨリ緩急伺ノ折、関白殿ハ養君ノコト急クヘキコトニアラスト申サレシヲ、太閤殿至急可然ト決セラレタルトソ、又伝奏堀閣へ行向ノ比ハ、太閤殿不参ナリシカハ、関白殿ニテ御沙汰ノ文書モ、叡慮ヲ矯メテ、左ノ如クニ改メラレタリ、時過テ日ヲ経テ草案ヲ廻サレ、太閤殿モ吃驚、愕然ヲ極メラレシカト、時過キ機後レタレハ、空敷ぜいせい噬臍⑧ノ

憤歎ノミナリシトソ、

付札ハ口上ニテ申述 (在カ)

大樹公御世子被為□候哉、如何、

張紙 年長之人を以

急務多端之時節、養君御治定西丸御守護、政務御扶助ニ相成候者、御にきやかにて御宜被思召候、今日幸之儀可申入関白殿・太閤殿被命候事、

右御沙汰中、年長ノ事、伝奏口上ニテ伝ヘラレシニ、堀閣ノ願ニテ張紙ニセラレタルトソ、

嗚呼吾公冲天ノ正義、左内貫日ノ苦忠功効、併セテ姦人ノ一簣ニ欠ク、痛歎痛哭、

○左内聖明ノ叡慮、真成ニ公卿及ヒ関東へ貫徹セサルヲ憤慨シ、微賤ヲ忘テ賛成拡充ノ至誠ヲ竭シ、

身ヲ致シテ盤根措節ノ中ニ周旋セシ、刻苦ノ至尽ハ、余輩拙筆ノ及フヘキニアラサレハ、其友人

ニ贈ル書翰二通、并於蓮宮即席上疏ノ遺稿ヲ左ニ掲^記シテ、梗概ヲ後ノ有志ニ告示ス、

○楮、此地之情状モ千艱百艱、例ノ御方ニハ得拜晤肝膽吐露仕候、兎角万事書生輩ノ為ニ、種

々々公武嫌疑モ相生シ、却而皇国ノ御為筋ニモ不相成コト出来可申哉ト、深痛心罷在候、且処

々々ニ耳目口舌饒多、針モ棒ニナリ冥々モ照々ニ異ナラヌ勢、誠ニ所措手ニ困切申候、乍去兼

而厚為天下蒼生御心配ノ條々ハ、隨宜処分仕置候、何分今後ハ国家寧靖人情鎮伏仕リ候テ、

上々様御悩慮不被為在シテ、事治候様ノ御代ニ相成候様、微臣ノ心願ニ候、縷々得御意度候

得共、秘中秘、漏泄ヲ恐レ指扣申候、呉々上為国家下為生民、精々心配致ス事ニ候可仕候間、此段御承
領奉希候、吾藩ノ義モ旧獵ノ御建白振全西洋風ニテ、皇国思ノ状ハ無之云々ト、上下ニ沙汰
モ有之哉ニ内啓取沙汰仕候、此義等御聞ニ入候共、勲ニ御勞思被下間布候、此地ノ一義ハ万
緒微力ナリニ周旋可仕候、書ハ恐露漏、不書ハ患不尽、人事都如此、此際寸情万々諒察、二安
政五年月十五日、^④

○此表ノ儀ハ実ニ案外ノコト、一ハ喜一ハ恐、其上傑出ノ人材無之、謀多ク口ヨリ出候故、屢
變動浮搖、実ニ税駕①ノ処ヲ不知ト奉存候、殊ニ当時ノ勢東西双方ノ嫌疑有之、直情経行ニテ
ハ行先尽ク指支、無拗紆回二路ヲ経、一言ニテ可説破処モ数十回ニ相成候位、別シテ諸公卿
ニハ過論無之候得共、貧欲ノ諸大夫達偏執心ヨリ様々ノコト申唱、書生ノ焰ヲ煽候事不鮮、
又従来關東御所置ニ行届無之廉モ、此迄ハ鎮伏致居候ヘトモ、此度ハ一頓ニ湧出、其辺ヨリ
益此般ノ一議決兼候義モ有之、又堀閣ノ拙劣ノ為、大ニ輕蔑ノ意生有之、關東ノ言辞取信ニ
不足ト申意味モ相立、实に荆棘艱辛②、固驚鈍故、籌策不得其方儀トハ存候ヘトモ、扱々歎息
ノ至ニ御座候、過日来人不知地ヘモ種々周旋致置候処、聊ツ、ハ其驗モ有之候ヘトモ、又シ

テハ傍ヨリ水ヲ入、是ニハ困リ申候、其上関東ノ列侯ノ奸猾家、内廷ノ無識ヨリ種々讒説流
込、此辺雜駁モ不容易、殊ニ御家ノコトモ半信半疑ノ事故、甚以難為説姿、日々疾首焦心罷
在候、殊ニ可恐ハ公卿モ御氣象有之、議・伝共関東御役人ヨリハ格別ニテ、中々口才筆才モ
有之、応接位ニ事欠不申候ヘトモ、逆モ真才実学治世安民ノ深謀宏図ハ一人モナシ、万一仕
損シ候テハ、徒ニ内輪ノ紛擾疑惑而已ニ可相成哉ト痛心仕候、乍併当時ノ模様、此俣ニテ相
濟ヘクトモ不被思、吉凶善悪不可分形ニ候、先小拙案ニテハ、此後正論勝候ヘハ、西城ノコ
ト後見輔佐ノコトマテ勅命ニ出、將軍家ニモ上洛ニ相成、主上ト將軍トノ御直談有之、且後
見輔弼ノ御方々ト、此表有志ノ公卿方ト熟評相立、（ひへん）^④ 夷二天下ノ風ヲ丕変仕、^⑤ 殆慶元ノ昔ニ返
リ、海防軍備等充分可相成存候、此方ニ相成候ハ、仮令此度ハ墨国ヘ御返答少シ手間取候
トモ、神州ノ威外夷迄耀候手段モ、逐々可相立ト存候、不正論相勝候ハ、今度ノコトハ無
難ニ可行候ヘトモ、又不数年公武御不和相生シ、邦内之乱トモ可相成、関東ニ於テ其際ニ英
^⑥ 発果敢ノ御所置有之候ヘハ、夷狄ノ害ハ可免候ヘトモ、恐クハ関東ノ例ノ奸吏充滿、一二ノ
齊人ハ衆楚ニ可難敵存候、左スレハ真誠ニ治世安民ノ略アリテ、其位其任ニ被居候モ、今度
ハ転禍為福ノ機関トモ可申、東照宮ノ靈助トモ可申候ヘ共、不得其人中ハ正不正半分雜ニテ、

班駁ノ処置ト相成、益天下人心不固、不知所向様ニ可陷歟ト心痛仕候、右正論ヲ達候ニハ、
何分鷹司太閤内覽宣旨候職ニ被居候テハ不被行勢、依テ此辺色々運籌候者モ有之候ヘトモ、
固極人臣ノ位ニ被居、殊ニ七十ノ老翁ニテ、至尊ニモ鞠育ノ御勞、御見捨被遊兼候御模様、
何分古今至難ノコトニ候、西丸ノコトモ既ニ内降可有之ニ定居候処、為此沮却仕候位、何分
喜因悪革ノ御風儀故、非常ノコトハ被行兼候、朝廷ノ御制度ハ全然旧套ノミニテ、一トシテ
旧簿ニナキコト可行勢無之、逆モ政權此ニ皈候ハ、天下ハ忽夷狄ノ為ニ侵漁可被致ト奉存
候、朝廷ニモ何地マテモ、徳川家ノコトハ厚被思召、此ヲ変シ他ニ御眷顧ハ無之塩梅候得共、
近来ノ夷情御分り無之ト、関東ニテハ唯何モカモ夷ノ申様ニ被成候ヲ、御憤被成候御様子、
透底上意ニ御無理ハ無之、誠ニ臣子ノ身ニ取、難有事共ニ御座候ヘトモ、日月ノ光モ雲霧ノ
為ニハ被支候如ク、四外ニ及ヒ候ニ到リ候テハ、大ニ模様相換居候、此処甚残念ニ奉存候、
何分畿内丈ケノ港ハ行々可難開奉存候、此ハ一統御好不被成塩梅、迂濶ノ二字ハ此地ノ持病、
明確春日讚岐守ノ如人物ニテモ、稍其氣習ヲ帯居候、右ハ先ツ大方ノ見込ニ御座候、此表ニ
定策サヘ立候ヘハ、直様引取可申、夫迄ハ滞留ノ積、乍去君上思召次第二候、所究小拙ノ手
ニテハ致方ナシ、吾君御上洛ニテ御説倒可被遊勢ニ可相運候、其節ニ到リ公家ニ被説動候武

家ノミニテハ、実ニ天下ノ治乱安危、瞬忽ノ間ニ地ヲ転シ申候、嘸東照宮ニハ、此節御子孫様ノ御事ニテ、神慮可被為惱奉察上候、書不尽言、二月廿九日、此地ノ模様六ヶ布ハ候得共、無訳打払ト申論丈ハ防留、第一其根元ナル儒生輩尽ク説倒致シ申候、春日モ多分同意ニ落候へ共、此ハ通商ト申事嫌申候、至竟通商ヲ嫌ナラス、雜居ヲ嫌候也、

(安政五年)
三月六日於青蓮宮即席ニテ書取タル上疏、^⑤

当今ノ事実ニ不容易御事柄、既ニ過日来御寵臣マテ、主人存込并乍恐モ賤臣見込ノ義言上仕候処、為皇国厚心配仕候條、御満悦ノ趣被仰降、誠以身ニ餘感激仕候、御寵臣ヨリ内密ノ義ハ御目見相願候歟、又ハ書取ニテト被申聞候訳モ御座候故、唯今御留守中ニ付奉恐入候得トモ、御左右ノ侍史迄書取奉指上候、乍恐近来廷議遷延仕候義、無拗御事柄トハ申條、畢竟公・関ノ御隔絶ヨリハ正邪ノ争ト相成居候様奉存候、此俣ニテ彼此日数モ遅引仕候者、忽内乱可生、左様相成候而ハ御国内ノ奸雄窺隙テ、動候者モ可有御坐、夫等ヨリ益関東ノ事悪様御聞込候ハ者、実ニ外患ヨリ内変共可相成歟ニ奉愚考候、主上ニハ御聡明、宮様ニハ御相談モ不絶被為在候御義ニ御座候へハ、兼テ御懇命蒙居川路左工門内々御呼出ニ相成、東方ノ見込

ト御所ノ思召ト御打合セニ相成、矯枉為直、削此填彼候様極内御決定被遊、廷議ニ不拘叡慮ニテ右御斟酌ノ処、断然御降勅トモ相成候へハ、天下ノ人心忽相定可申、諸大名ノ内通モ相止、却テ天下清肅可仕候、乍去川左ノ義、自然御疑モ被為在、先日罷出候砌様ノ御咄振ニテハ、彼モ赤心ハ打明シ申間布奉存上候、且又乍恐宮様ニ御定見不被為在候テハ、彼モ屈服仕退考候テ尽力ハ申間布候、御定見之処ハ過日ノ御論ニテハ、三百年来ノ徳川故、其厚義ハ於朝廷堅御忘不被遊、依テ和戦治乱共、賢明ノ副将無之シテハ不叶ヨシト奉伺候、愈其処ニテ御主張モ被為在候ハ、誠以難有仕合ニ奉存候、諸諸大名近年縉紳家へ手筋ヲ求、瞞弄致候様相聞申候、此似忠非真忠ト奉存候、其故ハ天朝ヲ崇奉可奉儀ハ、天下一統ノ義ニテ、主人杯ハ兼テ王室ノ義ハ格別ニ存罷在候へトモ、今日ノ事柄ニ至候テハ、眼前ノ幕府へ不尽忠シテ、却テ内々言上仕候ハ、畢竟亮忠献候ノ手段ト奉存候、此等浮薄ノ者ノ為ニ御動揺御坐候テハ、朝廷ノ御威光ニモ拘リ可申哉ト心痛仕候、此辺ハ南北朝ノ節、確證モ有之事ニ御坐候テ、彼朝北夕南重画ヲ中黒ニ仕様ノ人々ヲ御頼被成候ト、乍恐皇室傾危ノ基ニモ相成、幸ニ主上始徳川家御扶援ノ御見込ニ被為在候へハ、益衆目ヲ醒候程、此処へ御尽力奉希上候云々、

○左内、堀閣ニ先タツ二日、四月三日京ヲ發シ、同十一日江戸ニ飯ル、公以テ左右ノ執事トシ、專
ラ尊王佐幕ノ事ヲ斡旋セシム、左内ひんべん勉⑤從事前日ニ超へ、其誠心ヲ竭ひつくわい夫⑤スト雖トモ、天徳川氏ニ
祚あはセス、五月廿五日南紀侯西城ニ入ツテ養君トナラセラル、於是嘗テ千辛万苦スル処、一掃拭フ
如キニ至ル、然レトモ左内此時ニ方ツテ、夷情殊更ニ切迫ニシテ、幕府動モスレハ朝旨ニ乖戾ス
ルノ事アラントスルヲ恐レ、百敗不屈ノ誠赤ヲ奮發シ、幕府ノ有司ヲ説倒シテ、只管叡慮ヲ條暢てうぢやう
センコトヲ勉励ス、是ヨリ先キ、幕府京地ノ景況殆二ト困難ニシテ、尋常諸閣老ノ微力ヲ以テ、抵
当スヘカラサルヲ商量シ、三月堀閣ノ阪東ニ先タツテ、井伊掃部頭ヲ挙テ大老トス、此侯関東爪
石ノ門閥ニシテ、誠意徳川氏ニ専ラナルニ似タリト雖トモ、其為人不学無術、禪ヲ喜ンテ暴断ヲ
尚ヒ、任用計ル処正ニ出ス、刻薄残酷ノノ有司其人ニアラス、人ヲ任用シ、大ニ幕府ノ逆威ヲ逞フシテ、皇室ヲ压制シ、枉テ
紀公ヲ立テ養君トシ、横恣わうしノ威權ヲ固シ、遂ニ一網打尽ノ暴策ヲ画シ、首トシテ水府老公及ヒ正
論ノ諸侯ヲ幽閉シ、吾公亦其奇禍ニ罹ル、実ニ七月五日ナリ、此朝幕府公ノ門姓及ヒ姻族ヲ召ス
事アリテ、吾公嚴譴ニ遭フノ聞ト喧伝シヘアツテ、一邸恟々トシテ上下顔色ナシ、于時左内參謀中根某ニ
謂フ、事既ニ聞クカ如キニ至ル、吾輩二人ノ罪ニアラサルヲ得ス、斧鉞ノ吾輩ニ及フ、固ヨリ甘
受シテ辞セサル処ナリ、然ルヲ若シ譴責公ノ一身ニ止ラハ、吾輩唯一死アルノミ、争テカ覲然いかに
ト⑤

シテ公ノ面ヲ拝シ、将ク世人ニ見ルニ忍ンヤ、卿之ヲ如何ト謂ヘル、某曰、我意亦子ノ言ノ如シ、
豈特^(ひと)リ生ルノ義アランヤト、二人死ヲ失フテ決然トシテ幕命ノ如何ヲ待居^ツタルニ、公蚤^(はや)ク其色ヲ
察シ、親書ヲ裁レテ之ヲ賜ヒ、死ヲ止メテ諷諭懇到ス、於是左内死スルコトヲ得ス、尔来心志ヲ
公ノ冤辱ヲ暢^{雪テ}ルニ竭シ、再造ノ恩ニ答^事ントヲ欲シ、劳思傷神、形骸殆消削スルニ至レリ、十月廿
二日夜、余輩酒ヲ左内ノ曹舎ニ飲ム、初更知邸^①大道寺七右エ・執法高田孫左、市尹ノ吏数人ト共
ニ暴然トシテ左内ノ曹舎ニ攔入ス、余輩驚テ窃ニ逃ル、而シテ吏左内ヲ孫左ニ附シテ引キ去ラシ
メ、七右ラト共ニ遍ネク曹舎ノ内ヲ搜索シ、文書類ヲ攫取シ、而後左内ニ対談スル霎^(曇)時^②、又孫左
ニ嘱托シ、明日市尹石谷因州宅へ参スヘキ由ヲ令シテ皈^(帰)レリ、翌廿三日、左内親族代瀧勘藏ト共
ニ因州ニ至ル、序上ニ於テ勘藏へ左内ヲ預ケラルノ旨ヲ命セラル、尔来左内曹舎ニ閉居シ、他人
ニ見エス、読書臨帖諷詠自ラ娛ミ、生来始テ閑地ヲ得タルヲ喜フト雖トモ、又吾公冤辱ノ未タ雪
カサルヲ痛患セリ、十一月八日、再度市尹序へ呼出サレ、因州監察松平久之丞ト共ニ詰問ノ事ア
リ、己未^(安政六年)二月十三日評定所へ呼出サレ、更ニ改メテ瀧勘藏ニ看護ヲ命セラル旨、松平久之丞ヨリ
左内及ヒ勘藏へ申渡サレタリ、三月四日・七月三日、於同所糺問アリキ、左内毎ニ舎ニ皈ツテ談
笑自若、一語ノ序上ノコトニ及フナシ、故二人其鞠^(きく)訊^(しん)ノ何事タリシヲ知ル者ナシ、後窃ニ之ヲ序

上列セシニ在リシ断獄ノ吏人ニ聞クニ、左内ノ糺彈ニ対答スル事、連累ノ巨ラサル恐レナキモノハ、覩縷（らる）実ヲ以テシテ（かく）度スコトアルコトナシ、時ア就中ツテ彈官ノ問フ所ノ、汝カ主人ハ知ラザルナルヘシト、誣テ主公ノ罪ヲ掩ハントスルノ語氣アレハ、左内暗ニ吾主ヲ回護セラル、好意ヲ感喜スルノ色アリト雖トモ、苟モ尊王佐幕、忠義ノ大節ニ關係スル事件ニ至ツテハ、昂然眉ヲ揚テ吾公ノ誠意ヲ推シ、誣ヲ斥ケ冤ヲ訴テ、毫モ面従屈下スルコトナシ、依之獄廷胥（あ）ヒ議ス、水府其他諸藩臣ノ問ニ答フル事、皆一己ノ私意ニ出テ、曾テ主人ノ知ラサル所ナルヲ陳シテ、罪ヲ己レニ引キ、孤忠（あは）憫ムヘキノ状アリ、特リ左内ニ在ツテハ、其主人ヲシテ己ト共ニ罪ニ陥ラシムルニ似タリ、忠ト云ヘカラスト云ヘリト告タリ、不知左内ノ不義ニシテ、苟モ免ンヨリハ義ニ伏テ罪ヲ護ルニ如カストセスル大節志操アルコトヲ、吾君ヲシテ不義ニ陥ル、ニ忍ヒサルノ忠赤ヲ以テ、翻テ君ヲ却テ罪ニ陥ル、ノ不忠トス、冤獄ノ因テ成ル所以ト云ヘシ、十月二日、於評定所伏罪ノ具状成ツテ、揚リ屋へ入レラレ、同七日揚屋ヨリ同処へ呼出サレ、庁上ニ於テ刑斬首ニ当ル由ヲ申渡サレ、直地ニ庁下ノ沙場へ（し）踢落シ、獄卒之ヲ縛収シ、伝馬街ノ獄ニ送テ刑ニ遭フ、左内吾公賜フ処ノ新衣ヲ着シ、従容端坐、刃ヲ受テ殞ス、時年二十六、実弟橋本某・門人堤某・溝口某等、骸ヲ乞フテ之ヲ千住骨ヶ原ニ埋葬ス、衣帶中ニ贊アリ……………

左内渺小ノ身ヲ以テ、報国ノ赤心、夷險一節終始渝ラス、凜々タルコト秋霜烈日ノ如シ、尽忠曾
テ慕フ処ノ岳公ニ愧サルハ固也、何ソ冤死ノ武穆ニ似タル、嗚呼哀哉乎、

余、今茲左内ト与ニ江戸在テ、交情昔日ニ倍ス故ヲ以テ、左内ノ事ニ於ル聞見頗ル熟ス、於
是滿腔其冤ヲ訴ント欲スレ共、目今大老ノ逆焰熾盛、道路以目ノ時ナルヲ以テ、血涙ヲ吞テ
箝口今日ニ至ル、然ルニ世間炎ニ趨リ勢ニ阿リ、左内等ヲ誹議スル者多キヲ聞ク、余痛憤ニ
堪ヘス、黙止ニ忍ヒス、其顛末ヲ略記シ紙上ニ無辜ヲ明ニシテ、筆下ニ逆賊ヲ誅シ、窃ニ同
志ニ示シテ、聊抑鬱ノ懷ヲ快シテ、之ヲ筐底ニ秘シ、明時ニ遇フテ墓碣ニ誌スノ参考ニ備ン
コトヲ庶幾スルノミ、

大谷^⑧へ文通 此度彦也^⑨ヨリ別冊ニ副へ可差出書面ニ擬シ認試タリ、勿論取捨共ニ賢考ニ委ス、

先達而云々ノ御布令ニ付、亡兄左内事歴ノ義、先年モ上申仕候へトモ、其節ハ私共心得居候限
リニテ、粗鹵ノ至リニ御坐候故、今般猶又厚ク穿鑿仕候処、其砌左内莫逆^⑩ノ心友石原甚十郎^⑪
申者、書記仕置候事蹟^{別冊}播出申候、方今ト相成候テハ、文体モ不都合冗長無用ノ條モ有之、且忌

諱ニ触レ候廉モ不少哉ニ相見エ候ヘ共、専ラ実録御採収ノ御時節、親友ノ実記ニモ御坐候故、聊修飾不仕、畏憚ヲ犯シ、其俣上進候也、

過日清囑ノ景岳事跡、其節モ鳥渡御談申候通り、拙文ナリニ他人ノ記録体ニ認カケ候処、逐々不堪懷旧ノ情、難委棄心緒湧出、景岳之心膽詳細ニ書顯し度ト以ノ外長篇ニ相成ニ付、是ハ無用トト段々刪定、二度マテ草稿ヲ易ヘ約略致候処、ヤツト此位ニ成申候、是ニテモ猶冗長ト存候得共、最早老衰精神疲労、四稿トハ参リ兼候ニ付、其俣呈覽候間、御懇覽ノ上、繁冗ヲ省キ精々簡約ニ皈候様、十分御筆削ニ相成候様所冀候、

○誰ゾ記者ナクテハト相考ヘ、名ヲ石原甚十郎ニ托シ申候、是ハ其節ノ詰合無類ノ心友ナリシ故、隨分可然積リニテ跋尾一段ノ蛇足モ添試候、是ハ景岳子モ愛軒子モ、九原ノ下ニテ完爾得意ハ必定、半井子傍ヨリコレハ妙ジヤト、アタマヲ撫廻シ候モ目ニ見ルカ如ク、老生又無程参会シテ、娑婆テヤツタ代筆ハドウジヤト何モ拍手大笑、恰モ虎溪ノニ笑ノ如クナラント、今ヨリ樂ミ居申候、○漢文ニテ簡潔ニ書取度候ヘ共、夫ハカナハス仕方ナシ、御向隣ノ革摺先生杯ヘ御相談ニテハ如何トモ存候、猥ニ他見ハ御用心可被下候、石原遺稿ニ被帰候上ナラハ、兎モ角モニ候、併シ石原

ノ手ニハ出来過キニ見ヘ可申、コレハ大言(掩口か)□□、兎角老生モ實際目撃ノ情味尽兼候処ヨリ、所謂下手ノ長談義不堪慚愧候、乍併又思フニ、諸方ヨリ出候事歴ニモ有様成ハ珍シカラシ歟ナレハ、此節新聞流行ノ折柄故、世間ニ伝播致ス間布モノニモ無之、左候ハ、景岳子モ大ニ本意ナルヘシ、又当時朝幕不体裁ヲ極メ、一新セデハ適ハサル運ヒノ時勢ヲ想像スモ、亦之ニ過タルハナシ、條公ノ建議ハ実ニ敬服、條公ノ歿後、薩老此(歎言か)□□ヲ襲フテ維新ノ基業ヲ建ラレタリ、□(是か)ハ扱置何分御□(得か)御取捨、御序ニ村田先生(74)へも□(得か)相□、来月五日六日比ニハ出福致度、尚其節ト閣筆候、時下不齊御自愛可被下候、

〔補注〕

- ① 紀は、景岳の名「綱紀」の略。
- ② 明治三年、景岳の詩文を集めて『藜園遺草』を刊行したことを言う。
- ③ 本書の序文のようにして巻頭に付されたこの一文は、実は『藜園遺草』刊行に際して、雪江が同書に寄せた跋文である。
- ④ 師質は雪江（号、一時通称）の名。
- ⑤ 世々。代々。
- ⑥ 白哲の誤記か。顔色の白いこと。
- ⑦ 弱々しいこと。
- ⑧ 沈毅。おちついて意志がしっかりしていること。
- ⑨ 一きわ目立つさま。
- ⑩ 窘迫。ゆき詰まって苦しめられること。
- ⑪ 藩主松平春嶽（慶永）。
- ⑫ 嘉永六年（一八五三）。
- ⑬ 十三代將軍徳川家定。
- ⑭ 將軍継嗣。世嗣。
- ⑮ 一橋慶喜。
- ⑯ 徳川慶福。のちの十四代將軍家茂。
- ⑰ 徳川家康。
- ⑱ 人をすすめる用いること。
- ⑲ 司農は勘定奉行の唐名。名は聖謨。
- ⑳ 老中堀田正睦。
- ㉑ 外国奉行。名は忠震。
- ㉒ 不和。なかがい。
- ㉓ 滋漫。はびこり、ひろがること。
- ㉔ 朝彦親王。中川宮・賀陽宮。
- ㉕ 甚だ近い意。
- ㉖ 内大臣三條実万。
- ㉗ 敵国をうちこらすこと。
- ㉘ 人々が仰ぎみること。

- ②9 幼い君主を教導補佐する役目。
- ③0 町奉行の唐名。
- ③1 左大臣近衛忠熙。ただひろ
- ③2 右大臣鷹司輔熙。すけひろ 太閤政通の子。
- ③3 山内豊信。容堂。
- ③4 島津齊彬。
- ③5 井伊直弼。
- ③6 徳川齊昭。
- ③7 まげる。いつわる。
- ③8 ほぞをかむ。
- ③9 いずれも京都で活動中の景岳が、その状況を江戸藩邸の中根雪江に報告した書状。
- ④0 安政五年二月十五日付、中根雪江宛橋本景岳書状の抄録。
- ④1 車につけた馬を解き放つこと。人が困って落着く所。
- ④2 いばら。うばら。困難をいう。
- ④3 疾首しゅうしゅは頭痛、心配すること。憔悴しょうせいは心を労して、疲れ苦しむこと。
- ④4 大きく変えること。
- ④5 慶長・元和年中の頃。
- ④6 才智が華やかにわき出ること。
- ④7 色どりの雑るさま。雑色をいう。
- ④8 將軍継嗣のこと。
- ④9 久我家の儒臣春日潜庵。
- ⑤0 安政五年二月二十九日付、中根雪江宛橋本景岳書状の抄録。
- ⑤1 安政五年三月十四日付、橋本景岳の京情報告書中から抄録してある。この報告書は、景岳が福井の村田氏寿に送り、福井から江戸の中根雪江へ回送された。
- ⑤2 太閤鷹司政通と関白九條尚忠。
- ⑤3 勉め励むこと。
- ⑤4 力を極め尽すこと。

- ⑤⑤ 食違い背くこと。
- ⑤⑥ 勢力や徳がひろがること。
- ⑤⑦ 協議相談すること。
- ⑤⑧ 横暴をほしのままにすること。
- ⑤⑨ 面目あつて人を見るさま。
- ⑥⑩ 心をいたため苦しめること。痛心に同じ。
- ⑥⑪ 江戸留守居役。
- ⑥⑫ しばらく。さつと。
- ⑥⑬ 問い詰めて調べる。
- ⑥⑭ 細かで詳しいこと。委曲。
- ⑥⑮ 裁判官。
- ⑥⑯ ごく小さいこと。
- ⑥⑰ 南宋の忠臣岳飛。本書の冒頭に「岳飛ノ為人ヲ景慕シ、自ラ景岳ト号ス」とある。
- ⑥⑱ 福井藩士大谷儀左衛門（維新後、遜ゆづと改名）か。家禄百五十石、小姓頭取・御徒頭・軍事局掛り等を歴任、維新後は藩の軍政局幹事軍監兼などを勤

- めた。
- ⑥⑲ 景岳の実弟橋本綱維（彦也げやは通称）。はじめ航海術を学んだが、兄の歿後医学修業に転じ、長崎でポードインの教授を受け、慶応元年（一八六五）以降、藩医に列せられた。維新後は陸軍に属して大阪鎮台病院長などを勤めたが、明治十一年六月病歿した。
- ⑦⑰ 心がよく合うこと。
- ⑦⑱ 福井藩士。名は期幸。家禄は百五十石で、文政六年（一八二三）家督を相続、小姓頭取・目付（勘定）奉行などを歴任し、文久三年（一八六三）十二月十日病歿した。目付在任中の嘉永四年（一八五二）、種痘御用掛りを命ぜられ、蘭医笠原白翁を助けて種痘普及に尽力したが、中根雪江はその際の活躍を「甚十郎勇邁強忍の力最多し」（『奉答紀事』）と評価している。
- ⑦⑳ 石原甚十郎の号。

⑦③ 匙医半井仲庵。名は保、元冲とも称し、南陽・晩香と号した。福井藩医中の重鎮で、早くより景岳のよき理解者・援助者であった。明治四年十二月、六十歳で歿。

⑦④ 福井藩士村田氏寿。藩校明道館幹事・目付等を歴任し、維新後は福井藩大参事・岐阜県権令等に任じ、明治三十二年五月、七十九歳で病歿した。景岳が抱懐する内治外交策を余すところなく論じたものとして著名な「日露同盟論の書翰」は、この氏寿に宛てられたものである。

〔解説〕

本書『橋本左内事迹』は、福井市春嶽公記念文庫に蔵する中根雪江自筆の橋本景岳略伝である（史料番号「春二の三の五五」）。

縦二十四cm、横十六cmの袋綴で、墨付十六丁からなり、茶渋塗の表紙が付されている。表紙題簽に「夢物語中根雪江著並筆」とあるが、この題簽付の表紙は昭和十四年以降の装幀で、後述のごとく、本書の正式の書名としては、ふさわしくない事情がある。

見返に、「著者名ヲ石原期幸トセシ理由、卷末ニ記シアリ。昭和十四年四月、中根家ヨリ寄贈」と墨書した貼紙があり、本書が雪江の遺族中根家に伝来し、昭和十四年四月、中根家から春嶽公記念文庫に寄贈されたものであることが知られる。本書は中根雪江の著述であるのに、明治初年から昭和十四年まで、景岳と親交

のあった福井藩士石原期幸（甚十郎）の作と考えられてきた。何故石原の著作とされてきたのか、前記貼紙に「著者名ヲ石原期幸トセシ理由、卷末ニ記シアリ」とあるように、本書の末尾に雪江が付記した大谷某宛書状から、その事情を明らかにし得るが、それについては後に述べる。

現在扉となっている第一丁表は、中根家に伝来した時代の本書の表紙で、中央に「橋本左内伝」と表題がある。しかし、これは雪江の筆蹟ではなく、その遺族が後に付記したものと思われる。

第二丁表から三丁表にかけて、一見本書の序文のような形で、雪江自筆の一文が付されている。しかし、その内容を検討してみると、明治三年、東京玉巖堂から出版された景岳の詩文集『藜園遺草』に、雪江が寄せた跋文とほぼ同文であるから、これは右跋文の草稿で、雪江の遺稿類中に含まれていたのを、遺族が本書と合綴して保存したものであろう。『藜園遺草』自体、

今日では稀覯の書となっているし、この跋文には若くして斃れた景岳を哀惜する雪江の心情がよく表われているので、そのまま翻刻した。

第四丁表から十五丁裏までが、本書の本文で、冒頭に「橋本左内事迹」と内題がある。前述のように、表紙の「夢物語」、扉の「橋本左内伝」といった書名は、後人の命名で、筆者雪江自身は、この書を「橋本左内事迹」と名付けていたことが明らかであるから、この翻刻にあたっては、表題としてこの内題を採用した。以下に述べる通り、雪江はこの書の清書本を大谷某へ送り、その取扱いを一任している。今日、その清書本の所在は不明であるが、ここに活字化する福井市春嶽公記念文庫本は、従って、雪江の手許に残された本書の草稿本である。草稿本とは言え、この春嶽公記念文庫本は、今日に伝存する本書唯一の雪江自筆本で、史料的に貴重な価値を有している。

十六丁表から裏にかけては、雪江が本書の清書本を

大谷某へ送付した際の添状を写しておいた部分である。前述のように、本書は長く石原期幸の執筆と信じられてきたが、中根家からこの草稿本が発見され、春嶽公記念文庫に寄贈されて、この添状の部分が解析されるに及んで、実は雪江の筆にかかるものであることが明らかになった。

さて、本書が最初に公になったのは、昭和六年十月のことである。当時、松平家（侯爵家）には、同家の家令で初代福井市長に就任した旧藩士鈴木準道が、明治三十五年十一月に書写した「夢物語」なる橋本景岳略伝が蔵されていた。現在この書は、松平家が福井県立図書館に委託している「松平文庫」に収められていて（分類番号M五六の九）、本文の末尾には

安政己未臘月 愛軒石原期幸記

と、安政六年（一八五九）十二月、即ち同年十月七日景岳が斬に処せられた直後に、同僚であり友人であつ

た石原期幸が記述した旨の署名があり、さらに書写した鈴木準道によって、左のような奥書が加えられている。

慶永公ノ寵臣石原期幸君ノ、親友ナル橋本景岳先生ノ慶永公ヲ補佐シ、朝幕ノ中間ニ立、国家尽力アリシヲ夢物語ト為シ、後世ニ伝フ。或人、此書所持スルヲ借りテ記ス。読ム人誤字落字アラハ正シタマヘ。

明治卅五年十一月

鈴木準道

つまり、この書を或人から借覧して書写した鈴木準道は、これがかつて景岳の同僚であつた石原期幸の述作であると信じて右の奥書を付したが、その際本書は既に「夢物語」と名付けられていたのである。以来、この鈴木準道書写本は、他の福井藩関係史料と共に、松平家に収蔵されることとなった。

やがて昭和六年に至り、橘曙覧の研究者として知られた福井市立図書館の司書で、郷土先賢の顕彰につと

めていた島崎圭一氏が、右松平家所蔵の「夢物語」に注目し、同年十月五日、福井市の品川書店から『若越叢書 第一号 夢物語 橋本左内伝』として、活字化発行した。島崎氏の筆になるその書の例言には、次のように見える。

一、本書は一名「橋本左内伝」といふが、その生涯を叙述したものでは無くて、主として將軍建儲問題に関し、京都に於て活躍した次第より、安政の大獄に触れるに至つた顛末を約説したものである。

一、著者石原期幸は通称甚十郎、性来豪毅果斷の人であつた。左内先生とともに江戸に在り、深交のあつた間柄である。始福井藩主松平慶永公の側向となり後目付役兼広敷用人を兼任し、公に寵愛された。又種痘掛に選ばれて藩医学界のたゆめ奔走大いに努めたりもした。

一、本書は著者が最終に記す如く左内先生の冤を雪がんがため、窃かにものした手記で、叙述は簡

略ではあるが、よく要点を把握し、筆端熱情あ

ふる、を認められる。安政己未（六年）の十二月の記録といへば、左内先生の刑死後僅に二箇月余しか経て居らず、史料として最優等のものに属するわけである。但し本書に収まつてゐる二月二十九日附の左内先生の書翰の如きは「橋本左内全集」四五頁に「安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第一）」として掲げられてゐる、中根雪江宛のもの、一部であるが、何故か少しづ、字句に相異がある。

（中 略）

一、校訂に就ては右の写本を重んじ、句読点・濁点を施したる以外は殆原型通りとし、徒らに訂正を加へぬことにした。初校は大瀬秀雄氏の手を煩はした。末筆ながら松平侯爵がこの貴重本の閲覧を快諾されたことに対し深甚の謝意を表

する。

昭和六年九月下旬

島崎圭一記

これによつて本書は初めて公刊され、最も古い橋本景岳の伝記として、広く知られるに至つたが、同時に本書の正式の書名が「夢物語」であり、安政六年十二月、石原期幸の筆記にかかるものであると見るのが定説となつた。

ところが、昭和十四年四月、「橋本左内事迹」と題した中根雪江自筆の草稿、即ち今復活字化した本書の底本が発見され、春嶽公記念文庫に寄贈された。折しも景岳会では、春嶽公記念文庫の史料を中心に、『橋本景岳全集』（昭和十八年六月刊）の編纂を進めていたが、早速その雪江自筆の草稿を調査し、その内容が従来石原期幸の作と考えられていた『夢物語』と近似していることに驚き、精細に検討の結果、『夢物語』は実は雪江の著作であつたことを確認した。そこで景

岳会では、編纂中の『橋本景岳全集』上巻の巻末に、「中根雪江の『橋本左内伝』」と題した一項を設け、以上の事情を左のごとく注記して、そのごく一部を抄録した（全集上巻八四八頁）。

先生の刑死後間もなき安政己未臘月、先生の同僚であり親交のあつた石原甚十郎期幸がその伝を著して夢物語と名づけた。是は昭和六年十月、若越叢書の第一編として印刷に附せられた。所がこの全集の印刷が進行しつゝあつた昭和十四年五月、中根家から半紙十六葉に細書した雪江自筆の先生伝が現はれた。その内容を調べて見ると多少字句の相違はあるが夢物語と同様である。不思議に思つて更に精査して見ると、この夢物語は石原の筆に成つたものでなく実は雪江がその筆者であることがその末尾の附記に依つて明かとなつた。即ち明治の世となつてから、其筋より先生の事績を徴せられた時、雪江はこの伝を草して、当時既

に物故してゐた石原が、先生の刑死を痛憤してその直後書いたやうに仮託したのである。これは當時尚ほ在世の關係者の忌諱を憚つた為であるらしい。

兎に角先生と俱に鳥の両翼の如く春嶽公の枢機に参し啓沃の任に當つた雪江の筆であつて見れば、更に一段の興趣を覚える。依てこゝに余白を利用して国事奔走時代のところぐを抄録した。

しかし、その扱いは大冊の巻尾に、小活字で控目なものであつたから、充分に周知されるまでには至らず、前記鈴木準道書写本が本書唯一の伝本であるかのやうに誤解され、近年に至つた。そのため、昭和四十三年三月、福井県立図書館から発行の『松平文庫目録』にも、前述の鈴木準道書写本を

橋本左内夢物語 石原期幸 安政六 半一冊

安政六 半一冊 M五六一九

と、石原期幸の著作として収録している。

本書伝来の経緯は以上の通りであるが、ここに活字化した中根雪江自筆の春嶽公記念文庫本には、既述のごとく、雪江が本書の清書本に添えた、冒頭に「大谷へ文通」と注記のある書状の写が付属している。雪江がこの書状を添えて本書の清書本を送致した大谷とは、維新後、^{ゆづる}遜と改名した福井藩士大谷儀左衛門のことと推察される。『橋本景岳全集』の景岳書状中には、これとは別家で同藩士大谷半平の名が散見するが、半平は天保二年十月に家督を相続し、元治元年八月に老齢を理由に隠居して（『剝札』）、後述のように明治四年以降の作と考えられる本書の伝来に関係するには、いささか年齢が合わない。

その点大谷遜は、嘉永三年六月に百五十石の家督を相続して松平春嶽の小姓を命ぜられ、安政五年七月春嶽が隠居謹慎の身となるや、その幽居中の小姓頭取を勤め、文久二年四月春嶽が政界に復帰して後は、その上京・滞京中の徒頭を勤めて警固の任に当るなど、春

嶽と関係深い人物である。また、慶応二年十二月御軍事掛りに任ぜられて御軍張役所勤務となつてからは、福井藩の軍事・軍制の改革整備に従事し、維新後も軍事局掛りに任ぜられて目付役を兼務し、会津征討に参戦後は、明治二年二月以降藩の軍監に補せられている（『剝札』）。従つて、この大谷遜は、雪江が本書の取扱いを託した大谷某に比定して差し支えなからう。

さて、右大谷宛の書状は、三つの部分からなつている。第一は、「大谷へ文通」と頭注のある最初の一行で、次の第二の部分の説明として書き添えられたものである。

その第二の部分とは、維新政府の布令に応じて、景岳の弟橋本綱維（通称彦也）が、本書を兄景岳の事歴として提出する場合を想定して、雪江が起案した当局宛副書である。ここには、既に本書が石原甚十郎の作であることが明記されていて、本書の著者を石原に仮託したのが、雪江自身であったことが知られる。雪江

は、この新政府修史当局宛の案文を大谷に示して、本書の公開を可としたが、第一の部分に「勿論取捨共二賢考二委ス」と述べているように、その処置は大谷へ一任したのである。

そして第三の部分は、この書状の本文に当る部分で、本書執筆の事情が最も明瞭に述べられている。はじめに「過日清囑ノ景岳事跡」とあるところを見ると、本書は大谷からの依頼により起筆されたものであった。

また、この部分の最後に、「来月五日六日比二ハ出福致度」との一節がある。これは、維新後三国湊近郊の宿浦（現、福井県坂井郡三国町宿）に、煙波楼と名付けた隠居屋敷を設けて閑居していた雪江が、来月五、六日頃福井城下へ出向くつもりであることを知らせたものである。雪江が宿浦に閑居したのは、明治四年五月のことで（「中根家系譜」）、上京等若干の出入りはあるものの、明治十年春まで宿浦に在住し、同年十月三日東京で病歿した。従って、雪江が本書を著わした

のは、明治四年五月以降、同十年春にかけて、宿浦に於いてであったと言ふことが出来る。また、文中「九原ノ下ニテ（中略）、半井子傍ヨリコレハ妙ジヤト、アタマヲ撫廻シ候モ目ニ見ルカ如ク」と、明治四年十二月、六十歳で歿した藩医半井仲庵のことを故人として記述し、同六年十二月、敦賀県参事から岐阜県権令に転任した村田氏寿のことに、未だ福井在住のごとく言及しているから、明治五・六年中の著作と考えてよろう。

大谷から橋本景岳の略伝執筆を依頼された雪江は、「逐々不堪懐旧ノ情、難委棄心緒湧出」、はじめの積りよりかなり長篇とはなつたが、本書を脱稿した。景岳の事跡と心事をありのままに書記すれば、当時の関係者やその遺族の忌憚に触れる事項も少なくなかつたので、最初から「他人の記録体」に筆を進めたが、稿了後、著者を景岳の「無類ノ心友」で、文久三年（一八六三）に病歿した石原期幸に仮託することとし、浄書

本の末尾に「安政己未臘月 愛軒石原期幸記」と付記した。そして、大谷に対し「石原遺稿ニ被帰候上ナラハ、兎モ角モ」、雪江の著述とする時は、「猥ニ他見ハ御用心可被下」旨、依頼したのである。大谷は、そうした雪江の注意を守り、本書が雪江の筆録になるものであることを秘し通し、かつ積極的な公開を避けたから、多数書写されて広く流布することもなかった。明治三十五年、鈴木準道が一本を書写した頃には、本書成立の真相を知る人もなく、全く石原期幸の安政六年時の述作と信ぜられるに至ったのである。

橋本景岳と本書の著者中根雪江の関係は、改めて説くまでもない。本書冒頭の

生而穎敏、喜テ読書、為人軀幹稍ク五尺、白哲孱弱、殆ト美婦人ノ如シ、而シテ志気慷慨沉毅、英果ニシテ、膽略人ニ絶ス、(中略) 応答進止老成人ニ異ナラス、

といった記述よりは、景岳の最大の理解者であった雪江の筆になるだけに、正に迫真の趣がある。本文の末尾に、石原の言に託して

世間炎ニ趨リ勢ニ阿リ、左内等ヲ誹議スル者多キヲ聞ク、余痛憤ニ堪ヘス、黙止ニ忍ヒス、其顛末ヲ略記シ紙上ニ無辜ヲ明ニシテ、筆下ニ逆賊ヲ誅シ、窃ニ同志ニ示シテ、聊抑鬱ノ懷ヲ快シテ

などに見えるのは、言うまでもなく雪江自身の慨嘆である。それは安政六年時点の石原の公憤に仮託しているが、維新後の雪江が猶こうした憤りを抱いていたことを示している。また、大谷宛書状の終り近く、「當時朝幕不体裁ヲ極メ、一新セデハ適ハサル運ヒノ時勢ヲ想像スモ、亦之ニ過タルハナシ」と述べているのは、景岳がわが国の「一新セデハ適ハサル」情況下に、何を目的として活動したのかを、前述のごとき痛憤に駆られて叙述したのが、本書執筆の目的であったことを示している。

本書は、最も早くなった橋本景岳の伝記である。しかも、以上述べたように、景岳最大の理解者で、共に国事に奔走した中根雪江の著作であり、草稿とは言え、その自筆本である。景岳の生涯を、その誕生より終焉まで、詳細に跡付けたものではないが、松平春嶽を頂点とする中根雪江・橋本景岳等福井藩主脳が、安政期いかなる状勢下に、何を目標に活動したのか、景岳の事跡を中心に、その当時者が公憤をもって、忌憚のない筆致で記述したものであるから、他書には見られぬ迫力を有している。ことに、本書の写本中、唯一の自筆本であるので、その全体の影印版を収載することとした。

なお、本書の編集は、それぞれ左記の者がこれを担当した。

解読・解説 伴 五十嗣郎(皇学館大学 助教授)

写真撮影 西村英之(福井市立郷土歴史博物館学芸員)

装 幀 山下喜代美(右同 主事)

福井市立郷土歴史博物館史料叢書五

中根雪江筆 橋本左内事迹

昭和六二年三月発行

発行 福井市立郷土歴史博物館

福井市足羽一丁目八一―一六
電話 三五―二八四五番

印刷 河和屋印刷株式会社

福井市春日三丁目六二〇
電話 三五―三三三三番

